

---

## 令和元年第2回南丹市議会6月定例会会議録(第3日)

令和元年6月6日(木曜日)

---

### 議事日程(第3号)

令和元年6月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

### 出席議員(21名)

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 而 村 好 高
4番 野 村 健	5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠
7番 木 村 裕	8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄
10番 木 戸 徳 吉	11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子
13番 平 野 清 久	14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀
17番 今 而 不 悖	18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学
20番 山 下 秋 則	21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭

---

### 欠席議員(なし)

---

### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 恵	係 長	井 尻 久 美

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	市 長 公 室 長	船 越 雅 英
総 務 部 長	堀 江 長	危 機 管 理 監 兼 支 所 担 当 部 長	國 府 博 美
地 域 振 興 部 長	清 水 茂	市 民 部 長	弓 削 雅 裕
福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚	農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦
土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司	上 下 水 道 部 長	森 雅 克
教 育 次 長	中 川 勇 夫	教 育 参 事	榊 貢

---

**午前 10 時 00 分開議**

**○議長（今面 不惇君）** それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、ご報告をいたします。

麻田育良議員から、6月5日の一般質問における字句の訂正の申し出がありました。議員からの申し出は、会議規則第65条の規定により、議長において許可することといたします。

なお、字句の訂正等については、議長において対処いたします。

以上で、報告を終わります。

---

**日程第1 一般質問**

**○議長（今面 不惇君）** それでは、日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、7番、木村裕議員の発言を許します。

木村裕議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** それでは、おはようございます。議席番号7番、新風会所属の木村裕でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問してまいりたいと思います。

質問に入る前に、この5月に同僚の塩貝議員と新しい会派、新風会を結成させていただきました。経験の浅い2人ではありますが、南丹市の現状を見つめ、また、将来像も展望しながら、西村市長とはしっかり議論をする中で、我々の力が少しでも発揮できたらなというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、質問に入ります。

さきの4月の府議会議員選挙におきまして、我々が推した片山誠治さんが当選されましたけれども、これは大変厳しい選挙であったんですけれども、去年の南丹市長選挙、あるいはその前の京丹波町長選挙と含めまして、それぞれに変化を求める声であったり、あるいは継続を求める声であったり、そういった声その結果にあらわれたんだというふうに思っております。極めて激戦ではありましたが、やはり有権者の皆様の選択について、それはよくよくどういう思いを込められての選択なのかということをしっかり見きわめる必要があります。

例えば、私の地元としております横田・黒田であれば、河川の整備、防災の方面から

の強い期待と要望があって、それを踏まえて、その声を府政なり、あるいは南丹市の行政に活かしてほしいということを痛切に感じましたけれども、そういった部分をやっぱりしっかりと受けとめる、見きわめる必要があるかというふうに思います。

この選挙の中では、西村市長は、我々が推した候補とは別の方を推されましたけれども、やはりこの経過について、結果についてどのように受けとめておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ただいまご質問いただきました木村議員の質問内容にお答えいたしたいというふうに思います。

さきの府議会議員選挙の結果につきましては、現職の府会議員、片山誠治議員でございますが、3期12年の経験をこれからも活かしてほしいということで、有権者が判断された私は民意として受けとめておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 今、お答えがありましたように、民意が示されたということなんですけれども、この民意という言葉もよくよく深く考える必要があります。有権者の皆様がどういう思いで選択をされたのかの部分から言いますと、私は、一つは先ほどの河川の整備にかかわって防災、あるいは治山、治水といった部分の願いが込められた部分は当然あったと思いますが、それとともに、私は府議会議員選挙で、私も関与させていただきましたけれども、農家の方々、農村地域の方々からも、これは熱い期待をいただきました。

それは、今の農業の施策、それは京都府もそうですし、南丹市もそうなんですけれども、もっと何とかならないのかという思いがあったかと思います。その部分を、私、やはりこの議会の中で西村市長にも伝えていきたいし、同時に、府政にかかわって、片山議員も西脇知事とのパイプを果たされますので、しっかりとそこで寄せられた声、思いを片山府議にも伝えてまいりたいというふうに思っております。

それで、選挙直後の京都新聞にも載ってございましたけれども、片山府会議員はこんなことをおっしゃっております。南丹市長と、それから京丹波町長と対話をしたいということをお述べられます。当然、この南丹市、京丹波、このエリアの発展のためには、京都府とも協力しながら、京都府の力も生かしながらいろんな施策を進める必要がありますけれども、そのような思いを片山府会議員は述べておられます。これについて西村市長は今後どのような対応をされるご予定があるのか、どのようなお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたしたいと思います。

選挙は敵、味方分かれて議論を闘わせ、今後のまちづくりをどうしていくのかということで、それぞれ有権者に判断をしていただく材料を与えていく、訴えでございますね、しかしながら、戦いが終わりましたら、これは力を合わせて新しいまちづくりのために一緒になって取り組んでいく必要があるかということで、私も市長に就任させていただいて、すぐに片山府議のところにもご挨拶に行かせていただきました。

その後、大きな動きは確かにございませんでした。頻繁にご挨拶に行ったらよかったのかもしれませんが、行き来は余りなかったわけですが、今回、今、おっしゃっていただいております新聞報道を見まして、大変好ましく思ひまして、いつお声をかけていただけたかと思っておったんですが、こちらから新聞の記事の内容は先生の今もその思いでございますかということのある会合でお会いしたときにお声かけをさせていただいたら、そうであるということですので、早速、京丹波町長のことも書いてありましたので、京丹波町長にも連絡をとらせていただいて、近々、お会いして、今後のことについて、協力体制についていろいろ話をしていくと、そういう段取りを既にしておりますので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。やはり京都府が分担される部分、そして市町村が分担する部分、それぞれありますし、その役割分担をしっかりと見きわめながらも、やはり連携するものは連携する、広域的な部分で京都府の力は当然発揮していただく部分がありますので、その力を引き寄せるということは当然必要でございます。

この南丹市・船井郡選挙区で府会議員としてはお一人ですので、これは大いに活用していただくことが必要ですし、西村市長としても、あるいは京丹波町長さんもきっとそうでしょうけども、しっかりと連携して、この地域の発展のためにあらゆる手だてを尽くす、何のちゅうちょもなくしっかりと連携するということが必要かと思ひますので、その点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほどの府会議員選挙の中の民意の部分で、農家の方々、あるいは農村地域からのお声を私のところにもたくさん寄せられました。この部分はやはりこの地域の発展のための一つの柱として農業の振興、あるいは農村地域の活性化といったことが非常に大きな柱になるのは間違いございません。その点でいけば、去年の南丹市長選挙、あるいは今回の府会議員選挙の中でも、そういった思いがやはり込められた結果が示されているのではないかというふうに私は思っております。

これを踏まえまして二つ目の質問に入りたいと思ひますけれども、農業の振興につい

てでございます。

毎年秋に南丹市の農業委員会が市長に対して意見書を提出されておりまして、そこに上げられている項目というのは、今、南丹市が抱えている農業問題についてかなりの的をついた点が上げられております。

幾つか上げてまいりたいと思いますけれども、一つは小規模農家も所得が安定する施策を求めておられます。それから、南丹市のブランド品の開発と6次産業化の推進、6次産業化というのは、農家の方、生産者が加工する2次産業、それから流通販売をするという3次産業、この1、2、3を掛けて6になるんですけども、6次産業化、これの推進だとか、あるいは担い手の育成、それから認定農業者ですね。この認定農業者というのは、ある程度の長期の計画を見通しを持って、どんな作物をどれぐらいの面積で、あるいは生産の機材としても、どういった計画を持ってどれだけの収益を上げるかという計画を南丹市のほうに提出して、それを認定いただく、それが認定農業者ですけども、こういったところをふやすだとか、あるいは農業の資機材というのは非常に高度化しておりますので、高価なものになっております。これの調達を援助するだとか、あるいは荒廃地対策、野生鳥獣対策についての施策の充実を求めてきておられます。これは毎年秋に出されて、それに対して南丹市長としてお答えを出しておられるところでございます。

個々に施策は一つ一つ必要な手当がされているところでございますけれども、今後、農業の振興を考えたときに、やはり体系的に進める必要があるのではないかというふうに感じているところでございます。その点で現時点での農業振興策計画の現状はどうか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えを申し上げたいと思います。

仰せのとおり、本市基幹産業、大事な産業は農業であります。水田が広がっておりますが、水稻だけでなく、京野菜や畜産などが府内で非常に盛んな地域でございまして、特にお米につきましては、3年連続で丹波産キヌヒカリ、金賞をいただいたということでございますが、そういった地域のブランド力、そういうものが徐々に高まっておると。

さらに、昨年第2回京都プレミアム米コンテスト、お米のこれもおいしさを競うコンテストでございまして、金賞4点のうち3点を、本市、南丹市内の農家が受賞されたということでございます。京都丹波米良食味推進協会が主催しておりますおいしいお米コンテストでも、これまた1位、2位ということで、いろんな賞を総なめしておるといって、これは有利に生かしていく必要があるというふうに思っております。

このような水稻や、あるいは京野菜、伝統野菜のいろんな品種が栽培されております、そういう状況に対して、南丹市産地経営構造改革方針、水田フル活用ビジョン、そういったものがありますが、担い手の関係では、農業者制度に関して農業経営基盤強化基本

構想、そして、畜産には酪農肉用牛近代化計画、そういった計画を、ある意味では個々の分野、課題などに対して幾つかの計画を立てながら、それを現在は基準としてそれぞれの計画に沿って取り組みを進めておるのが実態でございます。現在の状況ということですので、この範囲でお答えさせていただきます。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 今、ご説明いただきました中で、丹波キヌヒカリの一番最初の部分、3年連続というのは特Aという評価でございまして、金賞はまた別です。ご理解いただいていると思いますけれども、その中で、個別の施策、計画は、今、述べていただいたようにございます。ただ、今、市民の皆様方、農家の皆様方、あるいは農村地域の皆様方が思っておられるのは、もっと体系的に本格的に何か展望が見えるようなものを示してほしいという思いがこの選挙の中でも示されたのではないかなというふうに考えております。

例えば、南丹市のブランド品づくりにおいて、これ、いろんな特産品はありますけれども、ただ、南丹市の場合量は少量でございます。少量で多品種のものが比較的多いでございます。その中で、ブランド品をつくる時に、これはかなりの仕掛けが必要になってまいります。売りに出すときの工夫であったり、あるいは販路を形成するためのルートであったり、いろんな手法を絡めてブランド品づくりをする必要がございます。

また、特産品、あるいは農産物をもとに加工をする、あるいは直接に販売をする、それから消費者の方に届けて、消費者からも大きな声をいただく、こういう経済のつながりですね、経済循環と申しますけれども、これをしっかりさせるということが極めて重要でございます。

そのときに、これはかかわるステークホルダー多数ございますけれども、行政である南丹市だけが仕掛けをするんじゃないで、かかわる人たちが全部それに連動していく。だから歯車がかみ合って、大きな流れになっていくということが極めて重要ですけども、それをするときには、やはり個々の個別の体系だけではこれはなかなか進まないなというふうに思われます。従来のやり方から一步踏み込んで、何か大きな流れをつくっていく、あるいは大きな歯車を回していく、大きな循環をつくっていくということが、今後、求められるのではないかと。その場合に、やはり全体を網羅するような計画である、これが共有する方針になるかと思えますし、それと同時に、それを推進する体制ですね、人的な手当、これも当然必要になってくるのではないかと。そういった点で、私は農業振興に当たっては、やはり総合的な計画と体制を形成していく必要があるのではないかとこのように感じておりますけれども、その点につきまして市長のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えを申し上げたいと思います。

体系的な農業振興計画については、現在は南丹市では一元化されたものはございません、先ほど申し上げましたように。一定の分野、水稻、野菜の振興とか、畜産とか、あるいは担い手の問題とか、幾つか中心的な役割を持たせた計画がございますが、周辺の状態を見てもみますと、亀岡では元気農業プラン、それから京丹後では農村農業推進ビジョン、あるいは、県外にはなりますけれども、草津市では名前のとおり農業振興計画というものを立てております。

それぞれの計画を見てもみますと、京丹後の場合は、南丹市のように少量多品種の野菜などをこしらえるよりも、むしろ一定の品種を産地を形成するために大量にこしらえるんだと、そんな中身で、それぞれ唐辛子とか、あるいは水菜とか、そういうものなどなど、いろんなプランを立てております。それは生産から一定市場をにらんだ、つくるところから出していくところまで計画の中に一定想定されておりますし、先ほどのお話の中でもございました担い手の育成の問題でございますとか、あるいは6次産業の課題につきましてもでございますし、販路については、亀岡などではかなり農業者マーケットといいますか、たわわでございますね、あのあたりの販売量というのはすごい量でございますし、そういった元気農業をつくっていく仕掛けなどにも触れた大変体系的なものでございます。

そういった意味で、南丹市でのこれからの農業についてご提言いただいております内容は、十分、これは心にとめて取り組んでいく必要があるかというふうに思っておりますのでございます。少し時間はかかるかもしれませんが、担当部署のほうで、それぞれの既存の計画、これとの整合性も持たせて、全体、体系的な農業を振興していけるような方策、計画ですね、そういうものについては取り組みを進めてまいりたいというふうに思いますので、今後とも、お力、お知恵をかしていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。ぜひとも、先ほど申し上げました経済の循環の部分で、関係者としてはやはり行政も当然あるんですが、ほかの生産者であったり、あるいは加工業者であったり、販売の業者であったり、もちろん消費者の方々もいらっしゃる。それぞれがかかわる中で、みんながうまくつながって循環すれば、きっとうまくいくはずでございますので、それをつくるのに誰がきっかけをつくるのか、誰がスイッチを入れるのかの部分から言えば、やはり行政が当然やるのも構わないし、ほかのところもやるのも構いませんけれども、なかなかそれが進まない状況の中では、やはり行政も一歩リードしてあげるといいうのも大事かと思っておりますので、その点でよろし

くお願い申し上げたいと思います。

それで、京都府との関係をどのようにうまくやっていくものかの部分から言いますと、例えば農業委員会で幾つかの意見書の中で、最初に上げられている小規模農家の経営安定なんかは、比較的市町がやはり手当をする、きめ細やかさが求められる分野でありますので、これは市町が対応するというのが考えられることでもありますけれども、一方で、京都府に対してどんな役割を求めるとかの部分から言いますと、京都府は長期ビジョンである京都という体系的なビジョンを持っておられます。その地域版としては京都丹波というくくりで地域振興の計画をお持ちで、その中でもやはり農林業の部分が展開されておられます。

具体的には、農業委員会が上げられているご要望に重なるような担い手の育成であったり、あるいは法人化の推進であったり、ブランド化であったり、あるいは農業機械の高度化といったあたりが上げられておりますけれども、この部分はやはり京都丹波というくくりをされてますので、南丹市ブランド、あるいは京丹波町ブランドだけでなく、もう少し広目の展開が想定されます。それも一つのやり方かなというふうに思います。この京都丹波というくくりの中で南丹市、亀岡市、京丹波町と、これは特性として当然個別の特性はありますけれども、共通の特性もございます。それを生かす格好で京都府が進めるならば、それは大いに活用してもいい中身なのかなというふうに思います。その点でも、京都府の我々は下部の機関ではありませんので、それぞれの役割分担の中でそれぞれの権限を発揮するというのが地方自治の本旨だというふうに思いますけれども、京都府に対して求めるところ、このあたりはしっかりと求めていく、あるいはこちらのほうから提言することが必要かと思いますが、その京都府との関係について、農業振興にかかわって市長の考えをお尋ねしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 京都丹波ビジョンでございますが、現在、新たなビジョンということで、知事も新たな京都の総合振興のためのプラン、そしてその中の地域版としての、名称はどうなるかわかりませんが、この京都丹波エリアのビジョンも新たにつくっていただけるということで大変期待もしておりますし、また、意見の交換なども、振興局の局長さんがお越しいただいたり、あるいは、去年は知事との懇談会、亀岡のガレリアで懇談会、意見を集めるような場もございましたし、これからかなり足早に丹波ビジョンもつくられていくと思いますし、日ごろから、農政についても振興局の担当部局などともかなり密接に情報交換、あるいは今後の農業についての意見の交換などもさせていただいております。これは語弊があるかもしれませんが、実態がそのとおりになっていないかわかりませんが、私はかなり農政関係の職員さんの出入り、一番よく見るわけですし、私自身もお会いさせていただいておりますが、それだけに、府としてもこの京都丹波のこれからのエリアの方向性については、農業を核にして、そし



て他の分野との垣根をとって、融合していこうというような考え方にはっきり立ってま  
す。森の京都というのも、丹波の国定公園と農業、そして教育民泊とか、そういうよう  
な取り組みについても、教育と農業の融合、観光と農業の融合、それからいわゆる地産  
地消、地元の観光も魅力的にしなければなりませんし、農業も振興していかなければな  
らないということで、この京都丹波ブランドのおいしい食べ物をいかに提供していくの  
かというのも、これも京都府の大きなテーマになっております。

私はこの京都丹波ビジョンとのつながりについては、現在のビジョンも余り違和感な  
く、よい計画であるというふうに思っておりますし、それぞれの計画の中では、農村交  
流体験、教育民泊、地域資源を生かしたバイオマスとか、新規就農支援とか、そういう  
項目がいっぱい出てくるものについては、現在の市の事業としても予算計上もそれぞれ  
できるところからさせていただきながら、なおかつ、取り組むときには京都府ともかな  
り相談をさせていただきながら、相談をしたほうが、後から支援をいただけるというメ  
リットもございますので、そんな思いで取り組んできておりますし、これからも大切に  
してまいりたいと、つながりも生かしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。今、示していただいた方向性、  
まさに大事なことだというふうに思います。京都府の大きな取り組みは活用する、一方  
で、南丹市としてきめ細やかな施策を推進する、この二本立てが当然必要かと思えます。

それで、農業振興にかかわって大きなビジョンを示す、あるいは体制を整えるという、  
この辺を踏まえながら三つ目の質問に入りたいというふうに思います。

昨年6月の議会で山内副市長が選任同意をされて就任されました。西村市長からお  
聞きした部分から言いますと、ご経歴としてはJAや京都信連のご経験をお持ちのこ  
とを聞いておりましたけれども、市長から期待する言葉としては、民間経営感覚に期待す  
ることだとか、財務知識が豊富であることであるだとか、あるいは農業マーケティング  
についての分野の造詣が深いだとか、こういった部分を期待されているようにお聞きい  
たしました。そのように期待された上でこの1年を過ごされたわけですが、市長  
として期待されてきた部分とその評価、それからまた、さらに今後期待される部分があ  
るのであれば、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えさせていただきます。

私、首長もそうなんですが、それを支えていただく副市長のまず要件といいますのは、  
まちを大切に思い、まちづくりをやっていくやる気、そしてかなりハードな職務になり  
ますので、体力、それから、これは私自身も日ごろ心がけなければならない、ややもす

ると上から物を言うてしまうことになります。謙虚さと誠実さ、そういうものを持って  
おる、それから行動力、そういった人材、人格が求められておるといふふうに思いますが、  
まず副市長を選任させていただくときには、これらの要素をしっかり持っていておる方が  
大事だなということで選任させていただいたところでございます。

その上で、先ほどおっしゃっていただいております民間に長いことおられたと。行政  
の発想の仕方と民間の発想の仕方、恐らく違いがあるだろうといふふうに思います。自  
立、自活して、自分で生きていかなければならないですし、商売ですと、マーケットを  
開いていかんなん。収支もしっかり見ながら、何もかも自力でやっていくと。行政の関  
係についても同じような感覚が、今、求められておる時代になってきました。国や府の  
いろんな制度を活用していくということはもちろん大事なことです、事業を推進して  
いく中で、まずしっかりとした自立した考え方でまちづくりを進めていく必要がある、  
そういった意味で、副市長は今日まで私のサポート役として大きな手腕を発揮いただい  
ております。

特に、これからは民間の活力をとということで、民間の保育所を誘致しなければならない  
、あるいはごみ処理で現在の会社、やっぱり撤退していく、しかし民間の企業ですの  
で、いろんな思いを市のほうにも整理の段階ではぶつけてこられておりますし、また、  
水道はこれも公営企業でございますので、水道経営の安定化、それから下水も何もかも  
ですが、将来的に南丹市が永続できる、続いていける経済的な見通しなどもやっぱり民  
間のノウハウを生かした見方をしていかなければならないと。単式簿記から複式簿記と  
いわれておる時代でございますので、そういった行政の財務を見る目というのでも確かな  
ものを持っていただいておりますといふふうに思います。

まだまだ1年ということですので、本人もまだまだ足らんとところがあると、及ばんと  
ころがあるといふふうに私にもそういう言葉を投げかけてくれますし、なお一層精進を  
して、よかった人選であったと、南丹市のためにプラスになった、活躍いただけると、  
民間のノウハウ、発想を生かしてもらえたなど、これから実績を積んでいただきたいと  
思いますので、私も大いに期待をしております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 期待された民間の活力、あるいは財務の知識についての  
評価をされたといふふうに思います。

私、去年の3月に29年度末で国に帰られました池田部長にも3年間を振り返っての  
お話を聞かせていただきました。南丹市の行政の風土というのは、これは長年培うもの  
ですので、なかなか内部からは見えない部分を外から見るといふのは大事でございまし  
て、あるいは外からの声を聞く、チェックをする、よい点、悪い点、それぞれを指摘し  
ていただくといふことは大変大事なことでございます。その点で山内副市長にお尋ねし

たいと思いますけれども、この1年を振り返ってみて、この行政の組織の中でなるほどなと思うようなところもきっとあったとは思いますが、一方で、あれっというふうに感じられたこともあろうと思います。西村市長がおっしゃいましたように、民間の活力、あるいは民間の経営感覚という部分から見て、組織を活性化するためにどういったことが必要と感じられたのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

山内副市長。

**○副市長（山内 守君）** 副市長のほうにそういうお問い合わせをいただくというのは今までなかったのかなというふうに思っておりますが、1年間たってということでございますので、お答えさせていただきたいなというふうに思います。

昨年7月、副市長に就任をさせていただいて以来、順次、業務の状況等を確認をさせていただきました。その中で感じたのは、私が就任以前に感じているよりも多くの課題がやっぱりあるなど。そして、その課題というのは、やっぱり多くがスピード感を持って対応しないとできない、いけない、市民のために役に立てないというような思いでございますし、もう一点は、それぞれの問題というものが、一部局で課題の解消に向けた作業が完結するというものは本当に少ないなど。やはりいろんな部局が意思疎通を図りながらやっていかないと、課題の解消、今、言いましたスピード感も生まれてこないなというふうに感じたところであります。

その中で、私は西村市長のそれぞれの施策、そういったものへの取り組みの補佐を何としても、微力でありますけれども、させていただいて、市長の施策が現実的に市民の役立つものとなるために働いていきたいなというふうに決意を強くするこの1年間であったなというふうに思っておりますし、また、庁舎内の職員の皆さんのことにつきましても、この1年間、本当によく業務を進めていただいておりますし、精励をいただいておりますなど、懸命に努力をいただいておりますというふうに感じたところであります。

そんな中で、幸いことしの4月に機構改革を行うことができました。本市の行政組織の活性化等についての課題ということでお尋ねがあったというふうに思いますけれども、限られた職員の中で、限られた財源の中で、どのようにして市民の皆さんのお役に立てる施策が打てるのか、このことをやっぱり突き詰めて考えていく、そのことが西村市政への補佐につながるのかなというふうに今も強く思っております。

その中で、特に、先ほど来、少し触れましたけれども、組織の垣根、このことについて常に意識をしております。先ほど言いました限られたという言葉が続くこの現状の中で、財政も厳しい中ではありますけれども、その中でそういう観点から見たときに、組織の垣根に、そういうものにとらわれずに機動力のある、あるいは行動力も生まれてくる、やっぱりそういう小さなプロジェクト方式をこれから進めていくことがいいのではないかというふうに考えておまして、それぞれの関連部署のところから人材を少しずつ集まっていたいただいて、職員に集まっていた中で、その課題に向けての議論をして

いく、そして課題解消に向けていく、課題が解消したとすれば、それは解散をする、そしてまた新たなものがあれば、そうやって部局でやっていくと、こういうことがこれからの市政に大切だと思っておりますので、円滑な運営ができる潤滑油ということで、微力ながら力を尽くしていきたいと思っておりますので、今後とも、また皆様方のご指導のほどよろしくお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。垣根を取り払う、あるいはスピード感を持って対処する、プロジェクト方式でいろんな施策を進める、いずれも大事なことだというふうに思います。

明治から大正にかけての農学者で、私、直接には知りませんでしたけれども、横井時敬さんという方が、稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞けという言葉を出されたそうです。この言葉は非常に大事でございます。農業の分野におきましては、やはりそこにたけた人たちの知恵をかりることが大事でございます。

それで、西村市長が山内副市長に求められた、きょう述べられた中の民間経営感覚、財務知識のことは触れていただきましたけれども、もう一つの農業のマーケティングについて、やはりこの分野でもっと力を発揮できる部分があるのではないかなというふうに思います。

南丹市の農業政策については、稲のことは稲に聞かんなんけども、南丹市の農業政策については山内副市長に聞けというぐらいになっていただくようなことを希望して、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（今面 不倅君）** 以上で、木村裕議員の一般質問を終わります。

ご報告いたします。

山内副市長より、欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

次に、11番、平田聖治議員の発言を許します。

平田聖治議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 皆さん、おはようございます。議席番号11番、公明党の平田聖治でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税はふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度のことですが、自治体に寄附すると自己負担の2,000円を除いた額が住民税などから差し引かれる仕組みで、2008年に始まっています。17年度の寄附総額は過去最高の3,653億円に達しています。

寄附控除により都心部では住民税収入がマイナスとなる例が目立ち、高額所得者の節

税対策に使われているとの批判も強くあるようです。

これまで寄附の集め方は自治体の自由裁量に委ねられてきましたが、高級和牛など豪華過ぎる返礼品や、大阪府泉佐野市のように通販大手アマゾンのギフト券を贈る100億円還元キャンペーンを2月に開始するなど、豪華過ぎる返礼品が制度の趣旨をゆがめています。このような過度な返礼品競争による不公平さを解消するため、政府が法規制に踏み切り、改正地方税法が成立しました。

改正法は返礼品を調達費が寄附額の30%以下の地場産品に規制しています。違反した自治体は制度の対象外となり、6月から寄附しても税優遇が受けられなくなります。自治体は事前に返礼品などに関する書類を添え、総務省に申請しなければなりません。ルールを遵守すると見込まれた自治体だけが対象に指定され、制度を活用できるとされています。

そこで、本市においても総務省に申請されたと思いますけれども、申請の結果、指定を受けることができたのかどうかお伺いいたします。

続いて、本市では4月からふるさと納税の返礼品を充実させて寄附金額アップに力を入れるため、納税サイトふるさとチョイスの品目を34品目から195品目にふやし、大手百貨店京都高島屋と契約し、南丹市産の牛肉や野菜の詰め合わせ、マツタケ、丹波栗などを選定されたようですが、本市のふるさと納税の寄附金額は17年度が193件、586万円、18年度が297件、762万円と微増しているものの、亀岡市の18年度の寄附金額は約6億円、京丹波町は約1,600万円であり、大きく差がついています。

今年度は近隣の市町に比べて低い寄附金額を挽回し、自然の恵み豊かな地元産品のPRや財源確保につなげたいとしていますが、どのような取り組みを考えておられるのか、また、目標金額はどれぐらいを想定されているのかお伺いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 平田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ふるさと納税制度のメリットは二つございます。一つは、直接的に財源を税として確保していくという、寄附金として応援いただく、財政面で大変助かるということと、もう一つは、地元のいろんな産物です、農産物であり、畜産品であり、あるいは、もっと今は温泉のギフト券とか、全国ではいろんな形で地元の産品などを売り込んでいくという、地元の経済の活性化にも役立つということで、二つの側面があると思います。

南丹市、以前の状況を聞いておりましたら、初めはお米だけを送っておったということですが、それがやがてよそのように主な市内でのお土産品とかそういうものを、先ほどおっしゃっていただきました34品目程度、それをPRの紙面に載せて寄附を待っておったと。その結果が大変低い状況であるということで、昨年、就任させていただいて、議員の皆様からお声もいただきました。これはとにかく抜本的に取り組みを強めなけ

ればならないということで、まず一つは、返礼品の内容に魅力を持たさないと南丹市を選んでもらえないということで、見た目も、あるいは内容も、それから質も高い品物を返礼品として、なおかつ、いろんな額を寄附したいと、多少は頑張ってたくさん寄附したいという人にも応えていけるような、金額的にも返礼品、しっかり幅を持たせたようなものということで、これはこの地元の商工会を始めとして地域の皆さん方、大変ご協力をいただいて、説明会を開く中で、これを出してほしいというような希望をいろいろお尋ねしましたら、5月末現在では200品目を超えるメニューが整えられました。

また、商品開発には消費者の動向をしっかりと見据えた取り組みのノウハウを持っております百貨店、高島屋でございますけれども、その商品開発の担当者の指導も受けながらやってまいりました。今のところ、2カ月が経過した中では、件数としては昨年より1.4倍、63件です。それから寄附の額も200万円を既に超えました。1.7倍、昨年よりもふえてきておりますが、しかしながら、とりあえず2,000万円を目標として、今年度、スタートしていこうということでございますが、今後、PRの方法などもさらに検討していきたいということです。

具体的な内容は、今、いろいろ検討しておりますが、これはSNSを使ったり、あるいはダイレクトメール、そういうものも含めてPRの方法、口コミが相当きくという情報もございますし、まず、市の職員あたり、それから関係の議員の皆さんにももちろんご協力いただきたいですが、関係の皆さん方で南丹市のふるさと納税は変わったと、返礼品も非常に魅力があるということとPRいただきながら、既にそれぞれの地域の活動に対しての寄附なんかも積極的に取り組んでおる地域もございます。地区を限定して寄附を募られておるところもございますし、成功事例だと思います、うまくやっておられると思いますし、そういう皆さん方の声も聞きながら、これからPRを強めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平田議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 今、答弁をいただきましたけれども、昨年に比べて順調にといいますか、伸びておる方向で推移をしておるということでお聞きしました。

あと、ただ、市長も言われましたけれど、どのようにこの地元産品であるとか、そういったものをPRしていくか、これにかかってくると思うんです。確かに口コミの方法は、これは大きいものがあると思いますけれども、やはり広く広めていこうと思えば、インターネットの活用が必要ではないかというふうに思っております。

これから検討していくということでございましたんですけれども、その辺には期待をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ホームページなども既にアップして、さらにちょっと担当の部長のほうからお答えさせていただきますが、冊子などへの掲載なども含めて取り組みが既にスタートしておりますので、少し紹介をさせていただいてよろしゅうございますか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

清水地域振興部長。

**○地域振興部長（清水 茂君）** それでは、平田議員さんのご質問にお答えいたします。

PRの方法でございますが、先ほど市長から答弁がありましたとおり、ホームページ等でPRをしております。それと、平田議員さんからもご指摘がありましたとおり、ふるさとチョイスでPRをさせていただいておるところでございます。

今後も南丹市のPRとあわせて自然の恵み豊かな地場産業のPR、そういった情報発信を続けていきたいというふうに思っております。

それと、少し話はそれますが、やはりふるさと納税によってさらに返礼品の充実を図る、これも大事なことだと思いますが、やはりふるさと応援寄附金がより地域の活性化に使われておる、後押ししとるといふ、有効に活用されておるといふことを情報発信して、地域への共感がさらに得られるよう取り組みを進めていきたいというふうに考えております。それと、高島屋の冊子にも掲載をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平田議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 今、清水部長からも具体的に取り組みの内容につきましてご報告をいただいたところでございますが、先ほど目標金額を、私、尋ねまして、一応ことは2,000万円というふうにお聞きしました。財源不足に苦しむ南丹市でございますので、2,000万円と言わずに、それを超えるところで寄附金が集まればというふうに思っておりますので、また、市民の皆さんのご協力、あるいは全国からの寄附について期待をするところでございます。

それでは、次に進みます。

次に、倒壊危険家屋についてお伺いいたします。

昨年6月議会においても質問をしたとおり、園部町船岡地内に長年にわたり老朽化した住宅兼店舗があるのですが、昨年の台風によって半分が倒壊し、半分が残っている状況です。府道園部平屋線に隣接し、歩道は中高生の通学路でもあり、ことしも大雨や台風が来れば完全に倒壊すると思われまふ。非常に危険な状態になっています。

これまでに担当課の所有者調査により家屋の所有者が判明し、安全性の確保に必要な措置を講ずるよう文書指導をさせていただいているようですが、現在でもそのまま放置された状態で今日に至っております。地域住民も非常に困っている状況です。こういった危険家屋についていつまで現状のままで放置するのか、もう一歩踏み込んだ対策ができ

ないものか、市長のご所見をお伺いします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたします。

南丹市も倒壊の危険性のある空き家がふえておりますが、全国的にも、テレビでも空き家問題、空き家の放置問題、大変大きな課題となっております。

国においては、その対策として空家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布され、翌年5月には全面的に施行されたところでございます。

この法律では、相続などにより代がかわってしまっておるのにもかかわらず、しっかりと手続がとられない結果、管理者が不明、あるいは遠方により管理ができないなど、空き家となってしまったもののうち、倒壊するなど著しい保安上の危険となるおそれがある場合など、特定空き家、そういうふうに定義をし、それについては市長が助言、指導、勧告、命令、代執行までできる、そういった規定が設定されたところでございます。

その前提となるのは、特別措置法第6条に規定された空家等対策計画をつくっていくということになりますが、南丹市では、現在のところ、まだ策定ができていないわけでございます。

先般の船岡の物件につきましても、連絡がつかない状態の中で、所有者の反応がないため、文書で通告をしたり、許される範囲内のことはしてまいりましたが、ごみやら倒壊した家屋片についても人様の財産ですので、直接それを処分することはできませんので、そういった空家等対策計画というものを立てて、そして市として助言、指導、勧告、命令、代執行までできるような、そういった法に沿った手続が権限として進められるような取り組みというのをしっかり内部で確立をして、今後、空き家対策の推進をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平田議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 担当課のほうからは、昨年でしたか、所有者は見つかったといいますか、確認ができたという連絡を受けまして、直接連絡をとっていただいて、とりあえず現場は見に行くということやったそうですけれども、その後、実際にその所有者が現場を見に来られたかどうかは私は確認はしておりませんが、現状を見る限り、何ら措置がされずに前のままの状態、倒れたままの状態となっております。ですので、そのあたりについては、たとえ本人に会えなくても、文書勧告でも続けていただくということで、まずお願いをしたい。

そして、もう一つですけれども、去年の議会のときにもたしか申し上げたと思うんですけれども、実は参考にさせていただきたい条例があるんですけれども、少し読み上げたいと思います。

神戸市においては、近年、高齢社会の進展や核家族化などに伴って、適正な維持保全



がなされていない老朽危険家屋が増加しており、これらが倒壊したり部材が飛散するおそれがあることで、周辺の市民に不安を与えていることから、このような危険から市民を守るため、家屋の維持保全に対する所有者責任を明確化し、老朽危険家屋の所有者に必要な措置を講ずるよう指導等を行うとともに、安全性確保に必要な調査や応急的な措置等を行うことができるよう、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正し、平成25年7月1日より施行していますので、ぜひとも参考にいただき、条例化の検討を早急に対応願いたいというふうに考えます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 所有者の所在がわかって、連絡をとらせていただいて、その後、反応がないのかということ、一応、ことしの3月19日ですか、通知文を、家までじかに訪ねて行って、職員のほうがポストに投函をして、同日、本人から電話連絡があって、倒壊して隣の田んぼにはみ出た部分については、片づけてほしいということを指導し、現状は片づけられておりますので、恐らく本人が対応されたのではないかなというふうに考えております。

それから、神戸市の条例の関係でございますが、恐らく空家等の特別措置法の法に基づいた取り組み、それが一つの正面からの対応、対策でないかと。計画を立てて、そして一定の法に基づいた権限を市長が実行できるという、そうなれば、助言、指導、勧告、命令、代執行まではできるわけですが、しかし、なかなか代執行といってもお金が回収できないという課題もございますし、そういった意味で、補足する意味でも、建物の安全対策の条例をうまく使いながら、神戸市は緊急時の対応をされておると思いますので、そのあたりは、今、即答はできませんが、研究し、検討してまいりたいと。まずは、この空家等の対策計画づくりを優先しながら、それを補足する方策を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平田議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 今、市長のほうから答弁をいただきました。難しい問題であるかもしれませんが、できるだけ早くそういった問題が解決できるように、条例化につきましてもぜひご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に進みます。

次に、災害備蓄品についてお伺いします。

お湯に溶かすことなく、開封して哺乳瓶に移しかえれば、すぐ乳幼児に与えることができる液体ミルクは母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年間保存ができます。海外では既に商品化されていましたが、日本では安全性などの基準がなく、国内で

の製造、販売は認められていませんでした。

転機となったのは2016年に発生した熊本地震です。海外から救援物資として届けられた液体ミルクが注目され、公明党が国会質問や政府との意見交換などを通じて普及を強く主張した結果、政府は18年8月、製造販売を解禁する改正省令を施行しました。

液体ミルクは計量やお湯の温度調整が必要な粉ミルクよりも手間がかからず、外出時などの際にも便利とされています。とりわけ注目すべきは、災害時の備蓄品としての活用であります。避難所などでは水を十分に確保できない事態もあり得ます。清潔な水や燃料の確保が難しい災害時には、赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となります。政府もその利便性に注目していますが、内閣府は自治体に向けた男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針を19年度に改定する方針のようです。乳幼児に早期に必要な物資として、粉ミルク用品などに加えて液体ミルクの明記を検討しているようです。

一方で、液体ミルクの効果は、災害に備えることだけでなく、女性の社会進出を助け、男性の育児への参加を促すものであると思われまます。

また、食品ロスを防ぐために、賞味期限が近づいたミルクは保育園での日常の保育などで使い、使った分を補充していくローリングストックと言われる手法を活用することが考えられます。

こういったことをご配慮の上、本市においても、災害発生時に備えて国産の乳幼児用液体ミルクを備蓄品として導入する考えはないかお伺いします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ご質問にお答え申し上げます。

現在、災害用の備蓄の食料としてアルファ化米など、保存年数といいますが、有効期限が3年、また5年といった大変長期にわたって備蓄できる、そういったものを中心に現在対応しておるところでございます。

しかしながら、乳児用液体ミルクは、現在、保存期間が6カ月程度ということで、大変短いということで、本市では災害用の備蓄品として、現在、使っておりません。採用しておらないわけでございますけれども、いろいろ聞いておりますと、メーカーの開発状況も徐々に進んできて、今後は高品質で保存期間の長いものも開発されることも予想されるということです。これは状況も見ながら、また、災害の今後の動きも見ながら、備蓄品として採用していくか、また、賞味期限が来たときにはどのような回し方をするのか、今、決定には至っておりませんが、これからそのあたりについては協議、検討を十分してまいりたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平田議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 先ほども言いましたけれど、液体ミルクについては、

本当に水がないとか、そういう状況の中でもとっさに使える商品というか、品物でございまして、その辺についてはぜひご検討いただきたいと思っておりますのと、それから賞味期限の関係もあるんですけども、6カ月から1年程度ということで、確かに短い期間でありますけれど、先ほどご紹介しましたように、保育所等でローリングストックという形で、使ったものは補給していくというふうな回し方をしてご検討いただければというふうに考えます。

今後の課題としまして、液体ミルクの知名度をアップすること、これはほとんどまだ知られておらない状況にあるかもしれませんので、それと液体ミルクの安全性への理解が深まるような取り組み、これはぜひともまた行政のほうからも進めていただきたいなというふうに思っております。

そして、しつこく言いますけれども、備蓄品の中の一つとして導入いただくようお願いしたいというふうに思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

國府危機管理監。

**○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君）** それでは、平田議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどからご質問の中にもありましたとおり、この乳幼児液体ミルク、これにつきましては、災害等でライフラインが断裂した場合にも、手間がかからず栄養補給できるということで、非常に有用なものとして認識はしておりますけれども、現在のところ、紙パックだとか金属缶だとかというような形の状況の中で、哺乳瓶なりに移しかえるというような作業が要るといふことのございます。お湯とか、それが沸騰させられない状況の中で、哺乳瓶の衛生上の問題等もあつたりもします。使い捨ての哺乳瓶という部分もあるようには聞いておりますが、そういうような形の部分もあつたりしますし、先ほどの質問の中では食品ロスの問題もありましたけど、あけたら保存がきかないというような状況で、その場で使い切るといふような状況もありますし、また、議員ご質問の中にありました、この商品をさらに広く知ってもらふような状況ということで、今現在、流通の部分でも課題があるというように聞いております。市内のお店等も見えておりますと、なかなか置いてあるお店がないという状況もあつたりします。こうした部分の問題点も、今も2社が製造を国内ではされているというように聞いておりますが、改善されてくれば、こういうようなものも普及ということで、こちらのほうも備蓄というように形に備えたいと思っております。

ただ、自助という部分の中では、まずはもしもに備えてというように形で、もう1パック買っておこうかというように形で、お備えもいただくような形での啓発もしていきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

平田議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 今、國府危機管理監のほうからもご答弁いただきましたけれども、本当に液体ミルクについてはまだ認知されておらない部分も多かろうと思いますし、また、先ほどの話では、市内のお店屋さんにもまだ販売されておらないのか、ちょっと、私、確認をしたわけではないですけども、そういった状況でございますので、できるだけそうしたものが市内のほうにも取り組まれますように、そしてまた、備蓄品としてぜひとも行政としても考えていただきたいなというふうに思っております。次に進ませていただきます。

次に、最後ですけれども、中高年のひきこもりについてお伺いいたします。

内閣府は、半年以上にわたり家族以外とほとんど交流せず、自宅にいる40から64歳のひきこもりの人が全国で61万3,000人に上るとの推計を公表しました。社会全体で関心と理解を深めたい中高年を対象としたひきこもりについての調査は今回が初めてなのですが、既にひきこもりの人は15年の若年層の調査で15から39歳が推計54万人に上り、累計で100万人を超えると見られています。

ひきこもりは若者だけでなく、さらに上の世代でも深刻になっている状況です。今回の調査結果の中でとりわけ深刻なのは長期化であります。ひきこもりの期間は7年以上が約半数で、20年超も全体の2割に迫ります。50代のひきこもりの子供の面倒を80代の親が見る8050問題が共倒れのリスクとあわせて指摘されていますが、今回の調査でも対象の3割が父母に生計を頼っている実態が明らかになりました。

そこで、本市における中高年のひきこもりの実態についてどのようにお考えかお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 最近の社会的な大きな出来事の中で、容疑者とされた方で、中高年のひきこもりというようなケースが続きまして、今、まさに大きな社会問題になっておりますし、各福祉関係の相談窓口には、今までは恥ずかしいからとか、余り人には言わないでおこうというふうに思っておられましたご家族からも、相当の相談の電話が寄せられておるというふうに聞いております。

本市の場合も、今回の調査でかなり大きな数字が上がってまいりました。全体では34人がひきこもり状態にあると。そのうち40歳以上の方が20名あると、こういう報告でございました。

しかし、今回の調査によりひきこもりの実態が全てきちっと把握できたということではなく、表面化することを避けたいというような思いもあって、実際の数字はさらに多くなるのではないかとこのように予想もされるところでございます。個々のプライバシーを押してまではなかなか数字はつかみ切れない、そういうような思いでございます。

京都府におきましても、昨年度、この結果をもとに支援につながっていないと思われ

る方を絞り込みながら、京都府の家庭支援総合センター内に新たに設置されておりました脱ひきこもり支援センターにおきまして、民生児童委員や民間支援団体の皆様方の協力を得ながら、支援につながっていない、そういう対象者に対してアプローチを検討されておるようでございますし、南丹市では福祉の相談課、ここを中心にして、ぜひこれから先のことを心配されておる関係者の皆さん、ご相談にお越しいただいたり、連絡をとっていただきたいと。そうしますと、市だけでは解決なかなかできませんが、京都府の脱ひきこもり支援センターやその他の支援機関の協力も得て、まずはつながっていかないと、ひきこもり問題というのは解決できませんので、そういうことも呼びかけていきたいというふうに思っております。

以上です

**○議長（今面 不惇君）** 答弁が終わりました。

平田議員。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 南丹市においての独自の調査がされたのか、それと、今後される予定はあるかと、今、窓口のほうに電話での相談があったようにお聞かせいただいております。そのときの対応というか、支援策というか、そのあたりはどのようなふうにお聞かせいただきます。

**○議長（今面 不惇君）** 答弁を求めます。

榎本福祉保健部長。

**○福祉保健部長（榎本 尚君）** 平田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

南丹市としての実態調査は行っておりません。先ほど市長が申し上げましたのは、京都府を通じての調査でございますが、これには民生児童委員さんなり民間団体のほうにご協力をいただいて、いわゆる外部から見たような実態調査というような形で、地域の中で把握をされておる方の調査であったというふうに思っております。

その中でありますが、南丹市として引き続きということの調査は今のところ計画はいたしておりません。

実態としましては、先ほども市長からもございましたが、これまでの相談の中身といたしましては、いろいろと高齢者の介護であったり、障がい者の相談であったりということの中に、そうしたひきこもりの方があるということで、そうした中でそのひきこもり者も含めて家庭的に一体的に解決をしなければ、その家庭全体の課題解決にならないという実態がございます。そういう中でひきこもり者の状態によって、中には精神疾患をお持ちの方であったり、障がいをお持ちの方については、それぞれの機関につないでいくというようなことを地道にやっつけていかなければならない部分でございますし、即就労につながるような人については、自立を目指してハローワークであったり、京都府であったりの支援のほうにつなげていきたいというようなところで、それぞれのケースに合わせて対応をしておるのが実態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

平田議員、時間がございませんので、よろしくお願いします。

**○議員（11番 平田 聖治君）** 時間が余りありませんので、まずは、誰にも相談できずに孤立する本人や家族を見つけ出すことが必要ではないかというふうにも考えてもおりますし、大変難しい問題ではあるかと思えますけれども、行政のほうで対応をお願いしたいということを申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、平田聖治議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時50分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 午前11時33分休憩

### 午前11時50分再開

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、12番、吉田尋子議員の発言を許します。

吉田尋子議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 議席番号12番、みらいねっと南丹の吉田尋子でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

本日は、市政運営、放課後児童健全育成事業、子供の安心・安全の3点について質問いたします。

さて、西村市長におかれましては、南丹市のかじ取りをしていただき、1年を経過されました。就任当初、活気ある産業の振興、若者が定住できるまちづくり、暮らしの安心・安全、地域の個性を生かしたまちづくり、教育・文化と人権尊重のまちづくりの五つの柱を重点政策として上げられておりました。

まだまだ道半ばというところではあるとは思いますが、進捗状況と申しますか、30年度を終えての評価について伺いいたします。長い時間がかかると思っておりますので、特筆すべきところをよろしくお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたしたいと思っております。長くはかからないと思っておったんですけれども、できるだけ簡潔に申し上げたいと思っております。

まず、1点目に申し上げたいのは、まだ1年しかたってないので、結果として大きな成果が出ておるといふほどのものはなかなかございません。

それから、二つ目が、評価はなかなか自分でするものではないと思っております。自

分で評価すると自画自賛になってしまいますし、また、しゃべり方も我田引水になったりしますので、余り自分から申し上げるのは控えたいと思いますが、事実関係を中心にだけ、こういうことがあったということで申し上げたいと思います。

私が就任させていただいたときに、合併以来、いろんな課題を取り組んでいかなければならない中で、まだまだ積み残しといたしますか、取り組まなければならない課題というものが大変たくさんございました。大型公共施設の耐震化改修の問題でございますとか、学童保育施設の問題でございますとか、あるいは農業支援の課題でございますとか、火葬場の問題、ごみの処理の問題とか、目の前に待ったなしの直ちに取り組まなければならない、そういう課題がありましたので、むしろそういうものをいかに手際よく整理し、そして事業の着手をしていくかということでございました。財政的にも厳しい中で、大型予算にならざるを得ないということも承知の上で、しかし、今やらないと有利な起債、合併特例債なども時期を逃してしまうということで、順次、取り組んでいく必要があるということ判断しました。

そういった中で、皆様方のご協力も得られまして、駅舎整備とか園部公民館、八木公民館の改修、それから子育て祝金の拡充、高齢者の運転免許証の取得に対する身近で取得ができるような支援の事業とか、先ほど申しました学童保育、放課後児童クラブですね、それから民間保育所の誘致、保育所問題をそういう方向で解決していこうということで、これについても議会の皆様のご理解、ご協力もいただきまして、一定の方向づけ、そして準備が一步一步できておるところでございます。

しかし、五つの柱で新しい政策の柱、まちづくりの方向を示してきたわけですが、これから10年、20年後を目指しながら、ほかの場所でも申し上げましたが、職員の力を結集して一つのプロジェクトとして大きな事業にチャレンジしてまいりたいというふうにも考えておりますし、そういった意味では、道半ばどころか、まだ緒についたばかりという思いでございます。

今後、それを財政状況も見ながら、具体的な事業、政策として出していく必要がございますし、何もかも一気ににはできませんが、一步一步、歩ませていただきたいというふうに考えております。

これから先、2市1町との連携の取り組み、また、民間の活力を活用したり、民間に任せられるものは民間に任せていこうと、そういった取り組みでございますとか、観光振興に向けましても、観光パッケージを官民挙げて取り組んでいくような新たなスタイルもこれからチャレンジしてまいりたいというふうに思いますので、一番大切なのは皆様のご協力であり、そして市民の思いがばらばらでなく一つになるということだと思いますので、引き続いて皆様方のお力をお貸しくさせていただきますようお願い申し上げまして、一つ目の質問に対する回答とさせていただきます。どうぞひとつよろしく願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 多くの課題のある中、一つ一つの課題に向けて大変真摯に受けとめていただき、取り組んでいただいたと評価いたしております。

とりわけ若者が定住できるまちづくりの視点では、子育て世代を対象にした子育て祝金の増額や、保育所、そしてまた放課後児童クラブの新設に向けた動きなど、飛躍的に取り組んでいただいていると評価しております。

しかしながら、一方、活気ある産業の振興につきましては、将来的に安定した税収額を見込める企業誘致などは足踏み状態であったり、観光に関してもまだまだ課題が多いと思っております。

そのことを踏まえまして、次の質問に移ります。

市長は昨年6月議会において、民間での経験を生かして活躍していただくということで現副市長を登用されました。市長のトップマネジメントの一端を担う副市長におかれましては、まさに産業や観光の分野においてその期待が高まるどころです。

その一方で、行政事務方のトップとしての役割は重要でもあります。今年度4月の人事異動において参与職が置かれました。人事権については市長の有するところですので、何ら問題のないことかもしれませんが、私には副市長2名制ではない中での苦肉の策のように思えてなりません。1年を経過した今、副市長登用の評価を市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 質問が幾つかございましたが、副市長に対する評価のことと、それから参与という再任用の職員を置いたことに対して、副市長の定数といえますか、人数のこともご質問いただいたというふうに。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 通告してないです。

**○市長（西村 良平君）** はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

確かに副市長の職務については、さきの同僚議員様に対するお答えでも述べさせていただきましたが、大変ハードな仕事でありますし、もう一つは、経験的にも物の見方、考え方でも、私はどちらかといいますと、民間にも若干おりましたが、行政で30年以上仕事をしてきたということで、一方的な見方しかなかなか見れない中で、民間の視点から、そして民間の仕事の仕方、そういうものもこれから行政の中にも吹き込んでいく必要があるということで就任をいただいたところでございます。

先ほども申し上げましたが、かなりこれから先、民間の活力を生かしていく、当然、民間の企業とのお付き合いとか、情報交換とか、あるいは具体的なやりとりをしていく場面というのもふえてまいりますし、そういった意味では大変頼りにしております。評価、成果というところまで、私自身もですが、副市長についても大きなこれができること



というようなことはまだまだこれからのことですが、少なくとも、南丹市、しっかりとまちづくりを進めていくための人一倍の強い情熱を持っていただいております。間違いなく評価しておりますし、今後とも、いろんな場面で活躍をいただけるというふうに期待しております。もう少し評価については時間がかかるのかなというふうに考えております。

通告にはないということですが、当面、私と現副市長との2人体制でございます。参与については、特定のセクション、特定の分野にかかわらず、全体を見渡せる、そして副市長の指示によって調整役をするという、どちらかというと内部の調整役というような役職でございまして、以前の合併時の参与制度、これとは全然意味が違ふと。適当な役職名として参与という呼称を使わせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** ありがとうございます。副市長の登用の評価についてはまだ道半ばということでおっしゃいましたので、これからのご活躍を期待したいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

先般の府議会議員選挙におきましては、市長の支援されていた候補ではない方が当選をされました。選挙期間中には市長は際立った選挙活動をされていたように思います。政治活動、選挙活動であり、違反をなされたわけではないかもしれませんが、市職員のトップに立たれ、市民のために市政をつかさどられる市長がそこまでされるのかという違和感を私自身は感じました。そのような声は多数伺っております。

また、過去の京都府への要望活動の際の様子についても、府会議員との信頼関係がなされていなかったことへの発言をされたと聞いております。市民のための要望活動であるにもかかわらず、そのような状況であったことは残念でなりません。

今回の選挙の民意の結果を受け、今後の京都府、また、国との連携をどのように強くしていくお考えなのかを市長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 選挙というものはそれぞれの考え方によって、敵、味方に分かれて戦うもので、いろんな話が出てきます。事実であること、あるいはちょっと尾ひれがついたこととか、そういうことも含めていろんな場でいろんな発言も私自身もしてきましたし、また、候補者自身もされてきました。

そんな中で、一つ一つのことについて、私の立場なりを踏まえた発言であるのかどうかというお尋ねでございますけれども、そのことについては、私自身は、先ほど申し上げ

げましたが、戦いが終わったら一緒にやっ払いこうと、そんな思いでおりますので、あえて答弁を避けるのではなくて、前向きに進めていきたいなというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思いますし、また、京都府要望のときには、私が先ほど申しましたが、当選してご挨拶に行つて、園部川の改修のことも含めて、録音は残っておりませんが、記録は残っておりませんが、府議のほうにもお願いに上がり、その後のやりとりがほとんどなされない中での府への要望でございましたが、やはり一緒に来ていただいて、要望をしっかりとこちらの内容も知っていただきながら、ご支援をいただきたいという思いで同行をして、お願いをいたしました。

それから、これからの連携を強める方策はということでございますが、これは会つて話をしてお願いをするという機会をこれからつくつていけるものと思っておりますし、国に対しては直接国の中央省庁のほうに参つておりますし、南丹市の課題については、地元選出の国会議員さんにも共有をもつともつとしていかなという思いでございますし、その点は今までよりも少し力を入れてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 過去のことをどうこうとやかくいつまでも言つていてもスタートにはなりませんので、市長も、議員も、そして市の職員の方々も、南丹市発展のため、そして市民のためという思ひは同じだと思つております。しっかりと信頼関係を強めていただきまして、市民のほうを向いてしっかりとともに歩んでいきたいという思ひを私も強くしております。よろしくお願ひいたします。

それでは、二つ目の質問に入ります。放課後児童育成事業についてです。

この事業は国においても子育て支援制度の中核的な事業の一つと位置づけられ、本市においても重要な事業であることは言うまでもありません。

本市では放課後児童クラブと呼ばれ、親の子育てと就労の両立を図るとともに、子供たちの安全で生き生きとした放課後の生活をつくり出すことを目的として運営されております。

八木せきれい東並びに園部たんぼぼ放課後児童クラブについては本年度予算にも組み込まれておりますので、本年度に設計、来年度に施設整備の方向と捉えておりますが、2月の総合教育会議並びに3月議会定例会において、市長が言われておりますところの保育プラスアルファのお考えと開設場所について質問いたします。

この件は、3月定例会の際に同僚議員の質問時に時間がなく、答弁途中になつてしまつた内容もありましたので、改めてお聞かせください。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 放課後児童クラブの今後の計画の全体については既にお答えもさせていただき、また、この後の教育長からの回答でも申し上げることもあろうかと思えます。今、ご質問は、放課後児童クラブプラスアルファの事業とは具体的に何かということですが、これはB & G財団の第三の居場所という制度を活用した事業でございます。内容的には、学童保育の時間及び親が少し遅く帰ってくるというようなことで、最後まで子供たちの保育をしていこうということ、時間を7時、あるいは8時と少し延長した保育を行っていこうと。その対象者については、第三の居場所の要綱では、貧困といいますか、そういう家庭であったり、いろいろ家の事情がさらに深刻なお子さんを少し延長して預かっていこうというような内容を備えていくことと、食事、晩ご飯ですね、通常の学童保育は家へ帰って食べますけども、食事も提供して、家庭的な温かい雰囲気の中で、家庭的な対応が少し難しい子供たちを温かく育てていこうと。

この事業については、施設整備費で3,000万円、それから3年間の運営費として各年度2,000万円を上限とした助成制度がございますので、かなりの部分がこれでスタート時点、賄っていきなというふうに思っておりますし、さらに学童保育と何ら形態的には変わりませんので、学童保育のほかの子供たちも十分活用できる施設でもございます。

さらには、財団のほうといろいろ話をしておりますと、あいておる時間は周りのご高齢者のいわゆるたまり場であったり、あるいはおしゃべりをする場、あるいは趣味を取り組む場として使っていただいても結構やと。さらには、子供たちとシルバー世代の交流の場となっても結構であるということで、いわば全世代のサロンのような使い方もオーケーですよというお答えをいただいておりますので、そういった意味では、これからの放課後児童クラブの活動のある意味では新しい方向に引っ張っていってくれるような実験の場になるのかなというふうに思っております。それがプラスアルファの内容でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 吉田尋子議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** プラスアルファのお考えを市長にお伺いして、お答えいただきました。開設場所については、教育長からお聞きできるのでしょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** ご質問にお答えさせていただきます。

八木東のせきれい東につきましては、八木東小学校の敷地内に計画をいたしております。でき上がる対象児童の数といたしましては45名を考えております。

そして、ドーム型で夢のあるようなものを、今現在、計画中でありまして、なかなか子供たちにとりましては人気が出るような建物になっております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** ただいま、八木東のほうの敷地内ということで聞かせていただきました。園部のほうはまだちょっと難航している状態なのでしょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** 園部のほうの部分でありますけども、現在の予定といたしましては、園部小学校の敷地内で計画を進めていこうと準備を進めております。ここの規模につきましては、約200名の規模を予定をしております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 敷地内での開設ということで、親御さんも子供たちも安心して過ごせる施設になるかと期待しております。

それでは、放課後児童クラブについての次の質問に入ります。

昨年、小学校の夏季休業中に市内7カ所の放課後児童クラブを見学に行きました。朝8時前から夕方6時半までの長時間、子供たちが楽しく、そして規則正しく安全に過ごすため、それぞれの放課後児童クラブの支援員さんが大変ご苦勞をされているのを拝見いたしました。

子供たちは大変元気よく伸び伸びと過ごしており、上級生が下級生をリードする場面やお友達を思いやる場面が見られ、子供たちが相互のかかわりの中で育つ力があることも感じられました。

七つの児童クラブの状況はさまざまでしたが、スペースの不足や施設の不便なつくり、とりわけ支援員の不足によるかなり無理のあるシフト組みやおやつ準備の大変さなど、問題点が多く指摘されております。

現場では土曜日の開設に伴うシフト組みの大変さも聞いております。これから夏季休業に向かうわけですが、支援員の人材確保について教育長のご所見をお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** ご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの夏季の休業中の件でございますが、議員ご指摘のように、毎年につきましては指導員の数が夏季休業中は非常に不足をしております。そういう中で、支援員の方に非常にご苦勞をいただいているのが現実であります。夏季休業中につきましては、一定予想はしていたものの、昨年で見ますと、約50%ふえておると。1.5倍になっております。それはびっくりしたところではありますが、今後、地元の大学、あるいはいろんな本事業のかかわりを持っておられる方々、そして市長部局の人事部等々と連携いたしまして、ことしは例年より早い目の人材確保に努めていきたいなど、

こように考えております。

なお、土曜日の開設につきましては、現在、人材確保という部分では課題はございません。土曜日は足りております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 夏季休業中には敷地外での活動などもあるかと思えますし、十分に人材を確保していただき、安心・安全で充実した放課後児童クラブの運営を引き続きお願いいたしたいと思えます。

それでは最後に、子供の安心・安全についての質問に入ります。

先日、大津市で園外保育の際に信号待ちをしていた保育園児の列に自動車が入り込むという事故、また、川崎市ではバス停でスクールバスを待っていた小学生と保護者が51歳の男性に刺されて死傷するなど、子供たちが巻き込まれる事故や事件が発生しております。ご家族の方のお気持ちを考えると、どこに怒りをぶつければいいのかかわからず、悲しみから立ち直ることは簡単なことではないことが推測されます。被害に遭われた方々には心より哀悼の意を表します。

この事故を受けまして、京都府は保育所や園付近での交通情報などについて相談を受ける窓口を設置し、警察は園周辺の交通事故発生状況を示した地図を提供する取り組みを始めたとのこと。京都府内では、12歳以下の子供が歩行中に事故に巻き込まれた件数は2018年に77件、2019年は3月末までに9件発生しているということです。

また、川崎市の事件を受けまして、京都府教育委員会は府内の学校に児童や生徒への安全対策の徹底を促す通知を出したということです。

これを受けまして、私の地元にあります殿田小学校でも、翌日より登下校に教職員が付き添うという対策をとっておられます。また、下校時に児童が一人での行動にならないよう、両親が仕事で不在の場合は、祖父母や、また地域の住民に協力してもらい、見守り活動を行っています。

私は以前に高槻市で起きたブロック塀事故に関して質問した経緯がありますが、本市の学校、幼稚園、保育所の安全対策の現状と課題を教育長並びに担当部長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** 先日発生いたしました川崎の殺傷事件につきましては、常軌を逸したとうい子供の命を奪うという本当に悲惨な事件に対しまして、教育行政にかかわっているものといましては、非常に激しい怒りを感じているところでございます。

また、お亡くなりになられました方々に謹んで哀悼の意をあらわしますとともに、被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。

子供の命にかかわる安心・安全についての質問であります、少し長い答弁となるかもしれませんが、ご承知おきをよろしくお願いしたいと思います。

登校中の児童生徒の安全対策におきましては、本市でも万全を期するために日ごろから取り組んでおります。

各校では地震や火災、不審者の侵入、児童生徒の安全を脅かすさまざまな危険を想定いたしまして、非常時であっても教職員の正しい判断と的確な指導のもと、児童生徒が落ちついて避難できますように、警察、消防署等の関係機関とも連携をいたしまして、計画的に訓練等も実施をしているところでございます。

登下校中の安全対策につきましては、通学班ごとに通学路の状況、あるいは登下校中の様子についても話し合う通学班の会議、さらには、先ほども議員ありましたように、教職員が出まして、児童生徒の登下校の様子を見守るといような登校指導を現在やっております。

また、PTA、地域の方々、そして民生児童委員さんを始めとする各種団体の方々におきましても、児童生徒の登校の様子を地域ぐるみで見守っていただいております見守り隊の取り組みを日ごろからやっておりますけれども、このことについても、見守っていただき、深く感謝をしております。

また、PTA等、いろんな学校と連携をしまして、不足のある道路につきましては、道路部局との対応を検討することとしております。

昨今、各地で痛ましい事故が起こっておりますけれども、子供の被害がありましたので、これを受けて南丹市でも先日の校園長会で次の指示をいたしました。

交通量の多い通学路においては点検の見直しをすること、二つ目は、散歩や地域学習等で使う道路については安全な道を使うこと、3点目は、地域の見守り隊等につきまして協力をお願いし強化することということで、校園長に指示をしたところでございます。

毎日、また子供たち自身の被害を最小限に防げる力、それから事件や事故をなかなか防ぐというのは難しい状況でありましたが、それを回避することの力、そして危険を予知する力、こういうようなものを学校において指導もしていただいているところでございます。

また、地域の見守り隊等につきましては、南丹市、また南丹市教育委員会といたしまして、6月12日になんたんテレビを通じまして、見守り隊等の協力を呼びかけていくことにしております。

南丹市におきましては、社会総がかり、あるいは地域総がかりで南丹市の子供を見守っていただけるような地域にご協力をよろしくお願いしたいと、この場をかりましてお願いをしております。

今後、このような事件等の加害者にさせない子供をやっぱりつくっていかないとはいけ

ないと、このように考えておりました、今後、教育現場で取り組めることにつきましては、自分のよさや可能性を信じて価値ある存在として自分を尊重すること、また、子供のときにしっかりと人の痛みがわかる人間に育てること等々、子供たちの育成に力を入れていきたいなど、このように思っておりますし、人が人として生きていけるような社会のつくり手となる、その礎を築くことができる子供の育成、これが今日の課題かなど、このように考えております。

これからも、市といたしましては4月に教育振興基本計画を策定いたしました。その中でも、社会に開かれた教育課程というものを推進しておりますので、地域総がかりで子供たちの教育をご協力をいただきたいなど、このように思っております。

少し長くなりましたが、以上です。

**○議長（今面 不惇君）** 榎本福祉保健部長。

**○福祉保健部長（榎本 尚君）** それでは、吉田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

幼稚園、保育所に係る安全対策ということで、特に外におきます園外活動の件についての取り組みについてご答弁をさせていただきたいと思っております。

この大津の事故を受けまして、その当日には、いま一度、安全対策に万全を期するという点で、実際に散歩をしておりますルートの再点検を行うこと、あるいはまた、職員への安全に対する意思統一を図るよう、各現場に指示を行ったところでございます。

今後におきましては、子供の安全を守ることについて、幼稚園、保育所でできる取り組みとしましては、従前からの取り組みでございます交通安全教室の機会を通じての警察署の協力を得て散歩ルートの点検を進めていきたいというふうに考えておりますし、先ほど議員からもご紹介をいただきました南丹警察署から、早速、一昨日ではございましたが、保育所、幼稚園の近隣で起こりました交通事故の発生状況なんかのルートマップというようなものもいただいたところでございますので、そうしたことを踏まえて、連携しながら安全点検を進めていきたいというところを考えておるところでございます。

また、幼稚園、保育所に従事いたします全ての職員が具体的に体験でき、実践し、検証できるよう、安全管理マニュアルの改訂にも早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、先日、京都府からもこの事故に対しての施設外の活動の安全点検調査の依頼を受けたところでございまして、こうした点検結果を踏まえて、京都府とも連携をしながら安全対策に取り組みたいというふうに考えておりますが、しかしながら、幼稚園、保育所での散歩におけます園外活動というのは、これはどうしても子供たちに自然の中で触れていただいて、また、さまざまな感覚と体験を通じて社会のルールを学んでいただくということで、どうしても外せない活動であるというふうに考えております。そうした中で、やはり子供たちがそうした事故、事件に巻き込まれないような対策というのは、なかなか完璧な対策をとっていくということは難しいのではないかとはいふには考え

ておりますが、そんな中でもリスクを減らす対策を取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、それとあわせて子供たちの危険が迫ったときに正しい行動ができるような、そうした指導も含めて身につけさせてあげることが、家庭とともに保育所、幼稚園現場における役割だというふうに考えておりますので、そうした視点で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** それぞれの立場でしっかりと取り組んでいただいている様子を聞き、安心いたしました。

自由民主党の交通安全対策特別委員会では緊急提言をまとめています。ゾーン30の整備、それから未就学児童の活動するエリアだとドライバーに知らせるキッズゾーンの設定の検討というふうな二つのことを提言としてまとめております。

ゾーン30につきましては、南丹市でも八木北、八木南、それと横田のほうで実施されておりますし、京都府内では昨年85カ所であったのが、31年4月末には90カ所と、少しずつ増加しているという警察からの情報も聞いております。

ゾーン30の活動につきまして、先日、ちょうどありましたので、啓発活動に参加させていただきましたところ、ゾーン30であるという場所の啓発がどのようにされているのか、ちょっと私は今までのところを知らないのですが、ドライバーによっては、いや、30キロは超えているだろうとか、それから横田の中学の周りの道は非常にどちらが優先かわからないような道が多くあるのですが、そこでの安全確認が不十分ではないかと思われるようなドライバーなどもたくさん見受けられました。今後も啓発など、この事業に関しては警察のことですけれども、必要かなと思いますし、市としても協力していただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

ことは5月25日に真夏日を各所で記録しました。今年の園部での観測では猛暑日が26日、真夏日が60日を記録しています。京都府の気候変動予想では、21世紀末には現在と比べては真夏日、夏日が55日、猛暑日は35日に増加するというふうに予測されております。

このような気象状況の中、熱中症のリスクが大変心配されるところです。昨年7月には、愛知県豊田市においても、小学1年生の男児が校外学習の後、熱中症で亡くなるという痛ましい事件が起きております。学校管理下における熱中症発生件数は年々増加傾向にあるということです。中学校、高校ではクラブ活動中の発生件数が多く報告されております。

熱中症のことについて、これも私の地元の殿田小学校の対応では、熱中症予防のための指標である暑さ指数WBGTを計測する機器を学校に置かれまして、その測定により



まして運動制限などを行っておられると聞いております。商品名はOS-1というのですが、経口補水液というのも常備し、熱中症についてはいろいろと対応されているとのことですが、本市全域の学校、幼稚園などでは熱中症予防に対する対策はどのようにされておりますか、教育長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

木村教育長。

**○教育長（木村 義二君）** 時間がございませんので、簡単に説明をさせていただきます。

対策といたしましては、議員ご指摘のように水分補給、そして5月、非常に暑い時期がありましたので、学校にクーラーの使用を認めたところでございます。

小学校におきましては、クールバンドの着用、ミストシャワーの使用、小まめな教室の換気ということで、熱中症についての教職員研修も行って指導を強めているところでございます。

中学校においても同等の対策をやっておりまして、体育指導及び校外学習時の時間の短縮、学校行事、特に体育祭ですけれども、時期、内容、活動等の見直し、こういうものを見直しをしております。

あと熱中症に関する研修会、さらには保健所を招いた研修会等々をやっておりますし、子供への対策といたしましては、議員ありましたように、経口補水液、それから水分補給のためのタブレットの準備、そして保護者には保健だよりを通じた研修等を行っております。

なお、本市といたしましても、熱中症の事故予防につきまして、教育長名で各幼稚園、小学校、中学校に通知を出したところでございます。

以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

吉田議員。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** 異常気象の中、例年とは違った対応もどんどん必要になってくるかと思えます。行事の見直しやクラブ活動などについても迅速に対応していただきたく思っております。

そしてまた、教育長おっしゃってございました、子供たちが自分の身を自分で守るといふ、そういう意識をしっかりと学校教育の中でいろいろと工夫して、それぞれの年代に合ったプログラムもあるかと思えますので、子供たちにもしっかりと定着できるようにしていただきたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 吉田議員、時間がございませんのでよろしく申し上げます。

**○議員（12番 吉田 尋子君）** プールやエアコンの整備もありますので、南丹市においては比較的充実しておりますが、今後ともよろしくお願ひいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 以上で、吉田尋子議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩といたします。

午後1時30分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

**午後 0時35分休憩**

.....

**午後 1時30分再開**

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を行います。

次に、20番、山下秋則議員の発言を許します。

山下秋則議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** 議席番号20番、みらいねっと南丹の山下秋則でございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、バス運行と高齢者の交通確保についてお尋ねいたします。

私はこの公共交通の問題、特に高齢者や障がい者の方々など、いわゆる移動に制約のある方々の交通の確保充実について、これまで幾度となく質問をさせていただきましました。とりわけデマンドバスの運行がごく一部に限られております園部地域の公共交通においては、移動制約者の方々の移動の確保は喫緊の課題として考えているところでございます。

ことは昨年度の園部・八木地域での調査や、さきに報道のありました新路線開設などの動きを踏まえまして、今回、再度この問題について質問させていただきます。

昨日、麻田議員から同様の質問もありまして、重なるところが多いと思いますが、答弁のほどよろしく願いいたします。

まず初めに、通勤や通学、買い物などへの利便性の向上を図るとして、市では園部駅と新光悦村を結ぶバス路線を今秋に開設するなどの方針を4月に新聞報道を通じて明らかにされたところでございます。

どのような運行、ルート、便数等になるのか、昨日の麻田議員の答弁でもございましたが、それを踏まえ、より具体的なところをご答弁いただきたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答え申し上げたいというふうに思います。

昨日の同僚議員の方の質問とほぼ同じ内容になりますが、お許しいただきたいと思えます。

園部駅と新光悦村を結ぶ新路線の、まだ案でございますが、新設路線につきましては、園部駅から木崎町を通過して新光悦村の工業団地まで行くコースが7便、園部駅から平成台、小山西、市役所前を通過して、国道9号からスーパーマツモト前を経由して新光悦村の工業団地まで行くコースが6便と、主に園部の小学校児童の通学のために曾我谷から出発し、新堂方面を経由した後、スーパーマツモト前を通過して、園部大橋、市役所前を

経由し、園部駅まで運行する5便、これを検討しておるところでございます。

新光悦村工業団地の経路は、これまで通勤のために使える時間のダイヤが全くございませんでした。また、工業団地まで直接乗り入れる路線がございませんでしたので、新たに新光悦村までの路線を新設して、主に工業団地の従業員の皆様にご利用いただくというふうに考えておるところでございます。

曾我谷から出発するコースにつきましては、曾我谷、新堂、熊崎などの児童の通学に使えるとともに、これまで人口が多く、スーパーなどの商業施設がありながらもバス路線のなかった府道園部平屋線の区間を運行させることによりまして、地域住民の買い物利用に乗っていただくことを想定しております。

また、どちらのコースも内林や木崎町、上木崎町など人口が多く、新しい住宅も多く建設されているところがございますが、人口動態に見合ったバスの本数では今日までございませんでしたので、園部駅や商業施設までの交通手段としてご利用いただけるルートとしたところがございます。

今後、地域公共交通会議でもご協議をいただき、最終的に決定する予定でございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** 詳細にありがとうございました。

それはお聞きしたということで、2番目の質問でございますが、まず30年度に園部、八木を対象に調査事業をされまして、既に終わって結果も出ておろうかと思いますが、特にその調査結果を踏まえまして、園部の先ほど市街地における運行ルートを詳細に述べていただきました。そして、それら含めた周辺についての調査における利用状況、課題、改善策が今の一つのおっしゃっていただいたことが改善策だというふうに思うんですが、調査全般を通じまして、そういったところの利用状況、あるいは課題というものがございましたら、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年度に実施をした調査といたしましては、利用者、利用の状況の分析のため、調査員が乗車いたしまして、全時間のバス停別の乗車数及び利用目的やその所属などを調べる調査を実施させていただきました。

対象とした路線は、ぐるりんバスの市街地循環線、京阪京都交通の園篠線及び八木町を運行します神吉線、原・神吉線でございます。

園部の市街地を運行しますぐるりんバス市街地循環線では、利用目的の過半数が通勤及び通学であり、次いで多かったのが買い物のご利用の目的でございました。利用バス

停の多くは園部駅西口の発着であり、加えて小桜町、園部大橋、市役所前、横田等のバス停の利用が比較的多うございました。

これらのことや、やはりぐるりんバスにおいても、多くの利用があるのは通勤や通学、そして買い物の利用であるということを予想しておりましたが、再度、確認できたところでございます。

また、公共交通の空白エリアの調査として、各地域の人口と、バス停から半径300メートル以上離れている箇所調査を行い、商業施設前の区間が多くの住民が居住している区間でありながら、半径300メートル以内にバス停が存在しないというような事実も課題として明らかになったところでございます。

これらのことから、バスの空白エリアへの運行により、沿線住民及び従業員のさらなる地域内移動の利便性の向上を図っていくことが必要となり、また、企業の立地促進につながることを目的として新規の路線の検討を行ってきたところでございますので、こういった課題と改善策をあわせて地域公共交通会議でも提案、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。

ちょっと3番目の質問にも入ってしまうんですが、私はずっとかねてこの問題では、特に冒頭申しました園部の中心部、いわゆるぐるりんバス等が走っている沿線というふうに考えた場合に、かなりのご高齢の方が居住されています。当然、ぐるりんバスは、今、おっしゃったように朝夕の通勤、通学が利用が多いのが事実でございますし、実態調査もそれを裏づけているということでございます。

その中でお聞きするのは、やはり昼間に市役所や金融機関や診療所、あるいは今までなかったスーパーに出かけていく便が欲しいというのをずっと声を聞かせていただいておりますし、社会福祉協議会が、これは園部の支所でございますが、29年に実施をされましたアンケートでも同様な結果が出てきております。

そういったことで、今回の利用調査はそれらが一つ裏づけられた形の上での改善策であったのではないかなというふうで、非常に今回の増便の計画につきましては大変評価をさせていただくところでございます。

そこで、私は前々回もこの調査の中でそういった利用制約のある方々の実態、あるいは声をしっかり把握していくべきじゃないと。その中で路線ルートの設定なり、あるいは便数の設定というものが出てくるんじゃないかなというふうに考えておまして、把握すべきじゃないかなということで、事あるごとにこの場で求めさせてきていただいたところでございますが、その辺はこの調査の中でどのような扱いになっておりましたでしょうか、お答えください。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今回の新規路線調査に当たっては、沿線地域全ての皆さん方の意見を聞いたものではないんですが、平成30年度におきましては、新規の路線の調査として、内林なり瓜生野の地域の皆さん方への住民のアンケートでございますとか、新光悦村工業団地の従業員の皆さんにお願いしてのアンケートを実施いたしました。

また、通学利用として農芸高校での公共交通に係る講義もございましたが、ワークショップを実施し、学生の通学の観点から意見を集約させていただいたところでございます。

今回の新規路線によりまして、スーパーへの買い物や市役所、金融機関へのアクセス向上が見込まれ、主に中間の時間帯につきましては、既存の市街地を運行する路線区間と同一の経路を走り利用できるバスが増便されるということになるため、かなり利便性の向上、買い物、銀行や病院などへ行くのに改善がされるものというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。私が求めたような調査というのは、実際はされていないということですが、私も公共交通会議に出させていただきまして、あのときにもたしか社協のほうからとられたアンケートも提示をされたんじゃないかなというふうに思っております。

そして、一部内林、新規路線の対象になるようなところをヒアリングをされたということでございますが、今、路線、増設になる便をお聞きするなり、あるいは現状の市街地循環路線の便数を見ますと、それが現状プラス増便となりますので、かなりの便が西口から市役所を回ってずっと行って、それが今度は木崎のスーパーまで回っていくような形の便も含めて多くの便が走るという状況になりますので、大変利便性が向上していくんじゃないかなというふうに思っております。

とりわけご高齢者の方々の交通の確保という観点からしますと、私が常々求めてきておりました、歩いていくにはちょっと遠い園部の市街地の中でのお年寄りの多い区といいますが、私の住まいしております小山西町であったり、小山東町であったり、横田区ですね、そして今までなかった木崎町、こういったところはお年寄りの方、70歳以上の方が100人以上はいらっしゃいますし、小山西町になりますと、220人ぐらいの方がお住まいになっているということで、昨今、高齢者の方々が交通事故の加害者になれるケースが非常にふえてきておまして、運転免許を返していこうという方もどんどんふえていく中で、やっぱり公共交通をしっかりと確保していかなきゃならないというのが行政の役割だというふうに思っております。

そういう観点から、今、紹介しましたようなご高齢の方々のいらっしゃるところの行政区にも、買い物にも行けるような便が、今回、ふえるという状況となる計画と聞いておりますので、大いに評価をし、利用の促進を一層進めていかなければならないかなというふうに思っておりますが、その中で、ただ先ほど、ちょっと細かな話ですけど、西口から新光悦村に回る分というのは、恐らく私のイメージは、朝夕の通勤がメインであって、木崎のあそこの街路を通っていくような路線じゃないかなというふうに思っておりますけど、今回、お聞きしますと、何かその辺を走る便というのは非常に朝夕に限られておって、ちょっと買い物という観点からは利便性が悪いんじゃないかなというふうに思っておりますし、特に向河原団地にバスの運行というのは、たしか五、六年か六、七年前でしたかね、この議会の中でもあの団地に路線のバス停をというような要望を一般質問をされたという記憶がございます、他の議員でございましたが。続きまして、あの辺はなかなか入りにくいのが事実でございますが、そういった方々の、あそこはご高齢の方、合わせまして50名以上ぐらい70歳以上の方が住んでいらっしゃるんですが、そういうのを含めまして、買い物にも利便性のあるような運行形態が、せつかくこれほど充実する中では、充実したあの辺の路線がちょっと私は不足するんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺、ちょっと細かなことでもございますけど、部長なりのお答え、あるいは市長なりのご見解をお伺いしたいと思っております。

**○議長（今面 不悖君）** 清水地域振興部長。

**○地域振興部長（清水 茂君）** それでは、ご質問にお答えします。

ルートにつきましては、市長から答弁がありましたとおり、園部、木崎、新光悦までのコースについては、朝夕の通勤にほぼ限られておることとございまして。そして、園部駅、平成台、市役所、スーパーマツモト前、長生園前、新光悦までのコース、これについては昼間も運行する予定をしております。

また、曾我谷、新堂、スーパーマツモト前、市役所、園部駅までのコース5便についても、一定昼間に運行する計画をしております、やはり内林、また小山西、木崎町の居住者の方がバスを利用して市街地への移動、これ、選択の増加がふえますので、高齢者の方の外出機会が増加されるというふうに考えておるところとございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。まだこれは計画ですので、交通会議に諮られる話ですが、ここは私の思いとしてですが、団地の中に入るのは非常にガード下というところもネックになっておりますし、たしかちょっと街路まで出ただけならば非常に便利になるんじゃないかなと。あの辺にバス停でも設けていけるような対応も一度ご検討いただけたらというふうに思っております。

それで、今、いろいろお話しさせていただいたのは、市街地循環線を中心とする園部

のまちの中心、そしてその周辺の運行なんですけど、私はあわせてずっとかねがね問題提起をさせてきていただいたのが、デマンドバスの一部しか走っていない園部の中の摩気でありますとか西本梅、そして川辺も含めてですが、これら地域の交通確保をしっかりとやっていく必要があるんじゃないかなということはずっと提案して、意見を述べさせてきていただいてきたところでございます。

今回の調査結果は、そちらは一部路線されたようでございますが、本格的なところは入っておられません。そして、改善策も今回の中にはないというようなことでございます。その一つとして、公共交通会議と福祉輸送を一本化しようという話も出ておりますし、これについてもこれまで再三求めさせてきていただいたところで、その中で、今後、一定方策等も考えられていくんじゃないかなというふうには思っておりますが、これら摩気、西本梅、川辺地域においては現状と変わらない状況になっております。今後、この地域の高齢者の交通の確保をどうされていくのか、市長、お考えをお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 園部の中で言いますと、人口密集地周辺ということで、一定の集落が連担しておるそこそお住まいの地域をどういうふうにも、特に高齢者の足の確保をどうしていくのかということですが、市街地の周辺となりますと、全市的にかなり課題が多くなっております。ある程度の中心部のバス交通の充実とあわせて、市全体の高齢者などの買い物、通院などを含めたバランスある公共交通サービスという点については、経費的なものもあわせてこれからの大きな課題として受けとめていかなければならないと。

それから、議員も以前にご指摘をいただいております多様な運営主体によるバスの運行ができないかということで、全国的に大分調べましたけれども、NPOもございまして、NPOが一番多いかなというふうに思いますけれども、一定の行政支援をかませながら、うまく運行しておる山間部の地域もございまして、これからの課題は大きいと思いますし、今すぐ園部の中心部の周辺に次の手だてがすぐ打てるというよりも、これは市全体で取り組んで考えていかなければならない課題かなというふうに思っておりますので、なかなか今すぐお答えはできない状況でございます。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** これまでもいろんな先行してやられている事例を紹介させていただきました。近くでは三和町のみわひまわりライドでありますとか、京丹波町ではNPO法人のさわやかライフというところが買い物を主体とした形で公共交通空白地有償運送という形で展開されてきております。

今回、先ほど申しましたように、公共交通会議と福祉有償運送協議会が一本化されるという予定でございます。こういった中で、十分またこの制度についてもご検討いただいて、交通空白地のご高齢者の方々の交通の確保にしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

それと、昨日の麻田議員の質問に対して、今回の増便等での課題の中で、見やすい、わかりやすい運行ルートが課題であるというふうにもお答えになっていらっしゃいました。

今、ホームページで園部と市役所の間のぐるりだけじゃなしに、京阪とかほかのバスも含めた便の一覧を掲示をされておまして、非常に便利なものでございまして、通常はこういう形の時刻表ですけど、そういう運行主体にとらわれずに、西口から市役所まで行くのは全便上がっているような状況になっております。確認しますと、一部抜けている便もございまして、そういったものを、今回、スーパーまでもできるような便も含めて一覧でまとめて、市民の方々にしっかりと提示をいただけたら、より充実して利用いただけるんじゃないかなというふうに思っております。提案としてさせていただきます。市長、何かございましたらお願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 周知徹底し、気軽に便利に乗っていただくための情報提供でございますが、従来のやり方とあわせて、何か先般も課題として説明も答弁もさせていただきましたが、今まで従来の取り組みプラスアルファはこれから考えていきたいというふうに思います。最終的にしっかりと決定をいただいて、運行がスタートするとあわせて考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。

それでは、時間がないので二つ目に行きたいと思っております。

投票所のバリアフリー化とあわせた投票所のあり方ということで質問させていただきます。

この質問につきましても、昨年の市会議員選挙があったときの3月議会でも質問させていただきました。その選挙のときに、私が投票所へ行かせていただいたときに、私にとっては他の投票所ですが、行かせていただいたときに感じたこととありますが、お一人では十分歩けないご高齢の方が、投票所の玄関で本当に苦労されて靴を脱いでおられる姿を見ました。私のいつも行く投票所はそうではありませんので、まだバリアフリーでないところがあるのかなと正直思ったところで、質問を去年にさせていただいたところでは。



それで、そのときに市内の全ての投票所の状況についてお尋ねしたところ、半分以上、52%が靴を脱いで入らなければならない状況ということで驚いたところでございます。その後、改善されたのかということで、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西田選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（西田 文英君）** 山下議員の質問にお答えいたします。

投票所につきましては、園部16、八木16、日吉15、美山21の68の投票所がありまして、旧町からの投票所を維持しているところでございます。

投票所への入場につきましては、可能な限り土足としておりますけれども、投票所の多くが地区の公民館などの施設となっております。段差のある投票所や二足製の投票所が存在しているところでございます。

投票所の環境づくりや運営につきましては、各投票所を担当いたします事務従事者がそれぞれの投票所の条件に合った環境づくりに努めておりまして、投票に来られた方が投票しやすいように工夫し、簡易スロープの設置や投票の経路に敷物を敷いたり、可能な限りの配慮をしているところでございます。

できる限り投票しやすい環境を整えているとの認識ではありますけれども、投票所としてお借りしております公民館等の施設管理者のご理解、また、ご協力を得まして、引き続き、投票環境の改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。前回にご答弁いただいた内容と同じでございます。状況は非常にわかっておりますが、しかしちょっと旧町を見ますと、八木町は17投票所、何か選挙によって交代されるということですが、合わせまして17あって、全てのところで靴のままいけるという、100%です。これをお聞きしますと、旧町時代からそういう形で八木は進めてこられたということで、段差のあるところでも、敷物を敷いてそのまま入れるような形をしてきたということで、この旧町ごとの数字はいろいろ述べませんが、余りにも格差があるということで、これも前回述べさせていただいたところでございます。

そういうところで、八木町さんのこれまでの取り組みの状況もしっかりと学ばれて、各他の旧町の投票所にもどうすればやっていけるのかということを検討していただかなければならないんじゃないかなと私は思うんですが、選挙管理委員長、どうでございましょうか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西田選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（西田 文英君）** 山下議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご質問いただきましたように、やはり選挙に投票していただくに当たりまして、投票しやすい環境づくりというのは当然のこととごさいます、各それぞれ施設のほうとも調整のほうもさせていただきまして、できる限り投票のしやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。投票しやすい環境の確保ということで、二つ目なんですけど、合併して14年目になるわけとごさいます。投票所の数というのは旧町のままを引き継いできているという状況であろうかと考えてます。これも、前回、ご紹介いたしましたけど、お隣の京丹波町では、これは平成19年に再編をされまして、38あった投票所を25に再編されたということで、そのときに合わせて、目的の一つに投票しやすい施設環境の確保という形で整備をされてきたということとごさいます。

ちなみに京丹波町は靴のままいけないのが16%で、亀岡市さんは7%ということで、南丹市は、先ほど言いましたように、全体で54%ということとごさいます。こういったことも踏まえまして、投票環境の改善に努めていただきたいというのが一点とごさいますけど、その中であわせまして、どうしても昨年の同じような質問に対して、その答弁では、どうしても一つの行政区で一つの投票所となっている選挙区においては、立会人等、つまり選挙に従事される人の人員確保が困難だということと、その観点からも、全体で投票しやすい環境の見直しを考える必要があるのではないかなというふうな認識もお示しになられておったところとごさいます。

個別的なこととごさいますけど、現在、小山西町は栄町とともに建築大学校で投票所をしているところとごさいますし、小山東町は新町とともに新町区公民館を投票所とされているところとごさいます。この小山東町、小山西町両区では、かねてから投票所を第二小学校にしてほしいという要望も出されてきておられます。新町の投票所は駐車場やバリアフリーで課題もあるというふうにもお聞きしておりますので、東区では投票所を変更してほしいということとずっと望んでおられます。

これは一つの例とごさいますけど、投票しやすい環境という観点、そして投票事務の合理化といえますか、人を確保するのが大変だというふうなところの手当も含めて、投票所の全体的な見直しというのも一つ必要ではないかなというふうに思っております。

この辺について、再度、選挙委員長のご見解をお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 西田選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（西田 文英君）** 山下議員の質問にお答えさせていただきます。

投票所につきましては、先ほどお答えしましたとおり、合併以前の箇所数を引き継ぎ

まして68カ所となっておりますのでございます。

期日前投票を利用する選挙人の数が年々増加しておりまして、選挙当日の投票者数は減少していること、また、議員ご指摘の投票所のバリアフリー化の課題、また、毎回お世話になっております投票立会人の選任など区の負担、また、職員数の減少に伴います事務従事者の確保というようなことも課題となっております、投票所の再編を考える必要があると認識しておりますのでございます。

移動期日前投票所、また、投票所への送迎バスの導入など、他の市町の事例も参考にしながら、小学校や地域活性化センターなど、市有施設の活用も含めまして投票機会の確保、そして投票環境の充実を図っていきたいというふうに考えております。

ただ、投票所の見直しに当たりましては、地元の皆様のご理解とご協力が不可欠でございまして、見直し案の検討に当たりましては、地元の説明も行いながら進める必要がありますし、また、議員の皆様におかれましてはご協力をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。投票所の変更とか統廃合は非常に難しい問題でございまして。ちょっと時間もかかるかと思いますが、少なくとも靴を脱がなくても入れるような環境につきましては、しっかりと早急に対応していただきたいというふうに求めておきます。

それでは、時間が無いので最後の質問をさせていただきます。

歴史を生かした産業振興等ということで、これも私は昨年9月に歴史文化を生かした観光振興ということで質問させていただきましたが、今回はそれを産業面で生かせることはないかなという視点で質問をさせていただきます。

本年、園部藩立藩400年の節目で、記念するイベントが計画、実施されておるところでございまして、歴史を生かした市のPRや観光振興ということで期待する一方でございまして、しかしイベントを一過性で終わることのないようにすることが大切だというふうに考えております。

そこで、以下の点について市長のお考えをお伺いいたします。

園部藩と朝倉山椒、この歴史的なかわりが5月15日の京都新聞に一部掲載されておりました。その資料によりますと、藩主が將軍らに朝倉山椒を献上したとの記録が残されておられて、園部藩でも栽培されていたものと考えられます。この朝倉山椒、現在は兵庫県養父市の特産品ということで、採算性の高い作物と言われております。歴史にかかわりのあるこの朝倉山椒の特産化に取り組む考えはございませんでしょうか、市長、お願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 歴史を生かした産業の振興ということで、特に食べるもの、それからお土産で、それも食べ物が多いですが、買うもの、それと歴史とがうまく結びついて成功しておる事例もございます。朝倉山椒については、園部藩の歴代の藩主、かなり徳川幕府でも重要なポストについていただいております、その幕府への献上も何が一番喜ばれるかという、当時は非常に貴重な農産物といいますか、スパイスですね、香辛料であった朝倉山椒というのは最高級やということで大変喜ばれたというふうに聞いております。

今日、立藩400年で新しい産業につながったり、特産品、あるいはお土産化できるものがないかということで、一つは出石そばを園部でも小出そばとして何とか園部の特産の食べ物に原料供給も含めて取り組んでいけないか。そして、ご提案いただいております朝倉山椒についても、市場では大変高い値段がついております。こちらで少し南丹市内の生産を調べましたら、出荷量で全体で232万1,000円、平成30年度でございます。販売金額でいきますと、出荷量が2,321キログラム、販売金額が447万499円ということで、かなりの量を取り扱われておりますが、養父と比べたらまだまだ桁が全然違いますが、その中でも美山の生産がかなり半数を占めておりますが、しかし、園部、日吉も500キロ以上の出荷が見られるということで、これは山椒でございますけど、このあたりで栽培されておるものは朝倉もあるというふうに聞いておりますし、南丹市内だけでなく、京丹波のほうでも古くから朝倉山椒があったというふうに聞いておりますし、これはかなりの生産品目ともうまく展開できれば有望であるということで、農林部局とも相談いたしまして、調べますと、朝倉山椒は方々でも苗木として売っておると。あるいは山椒自身は実生も可能ですし、挿し木もうまく育てればできるということで、生産拡大は可能かなと。

それと、園部の女性のグループでちりめん山椒やらそういうものをしっかりつくっていく技術を持っておられる方もおいでやということでございます。そんな意味で、非常に歴史のないわれもししっかりございますし、可能性のある作物としてこれから一つの特産にしていけないか、これは積極的に考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

時間がないので、一旦、終わります。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。そうですね、養父市でも見ますと、かなり高付加価値な作物として奨励されております。耕作を放棄された水田の解消も可能だということで取り組まれておるようでございます。研究いただきまして、しっかりと対応していただければ、産地化になればと非常に期待をするところでございます。

時間がありません。最後、同じく冒頭説明をいたしました園部町史の中の資料編に、この朝倉山椒を献上したということが出ていますが、あわせまして、栗も献上したということが出ております。先ほど、きょうもふるさと納税の話がありましたが、ふるさと産品の返礼品を一新された中で、丹波栗も位置づけられておるようでございます。こういった返礼品の中に、そういった園部藩との歴史的な思いも込めたようなPRなり、行く行くは丹波栗の生産拡大につながるような取り組みが必要ではないかなというふうに思っておりますが、最後に市長の考えをお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 利用して効果が上がりそうなものは利用できたらいいと思っております。ご指摘いただいております。

そもそも丹波栗として、その価値についてはブランド定着をしておるところでございますけれども、これに歴史的な背景を加えますと、丹波栗でもいいんですが、ネーミングでもう少し献上丹波栗とか、これは江戸へ園部藩がえりすぐりの栗を献上しておりますが、そんな歴史を踏まえたネーミングとか、あるいはきっちり資料を添えて売っていくとか、そういう付加価値を高めるような取り組みは、これは非常に有効であるというふうに考えております。まだ検討はしなければなりません、考えていけたらというふうに思っております。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** ありがとうございます。ふるさと産品のふるさとチョイスを見ますと、そういった返礼品にコメントがついております。南丹市の栗については簡単な説明しかついておりませんので、お隣の亀岡市さんはしっかりとつけておられました。ぜひともそういったことも踏まえて、まずご検討いただくことからひとつ始めていただけたらというふうに思っております。生産拡大についてもまたご質問させていただく機会があるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、山下秋則議員の一般質問を終わります。

次に、15番、柿迫正紀議員の発言を許します。

柿迫正紀議員。

**○議員（15番 柿迫 正紀君）** こんにちは。議席番号15番、活緑クラブの柿迫でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

せんだっての3月議会におきましては、非常に南丹市の大きな問題というか、私たち美山町住民にとっては非常に大きな問題であった美山町の診療所問題が大きくこの議会においても、美山出身の同僚議員からいろいろ質問があったわけでございますけれども、

今回は私がいきなりするということで、たくさんの方がおいででございますけれども、前回の市長答弁につきましては、非常に、市長、積極的なご答弁をいただき、いろんな心配を我々美山町住民はしとったわけでございますけれども、その中では市長の直営化も視野に入れた新しい考え方で美山の診療を考えていきたいというようなことを答弁をいただいたわけでございます。

そういった中では、3月から4月、5月と、わずか二月しか済んでおらんわけでございますけれども、その間、美山健康会においてはいろんな動きもありましたし、また、美山町内におきましても、住民の方々のいろんな動きもございました。

その中で、美山町の医療についての市長の現状の把握という面についてお伺いしたいと思うわけでございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、柿迫議員の質問にお答えいたしたいというふうに思います。

前回の議会でも、またその前の議会でも、美山の診療所問題というのは市政を取り組んでいく中で切り離せない、必ずこの問題を解決していかなければならないという、そんな思いで今まで取り組んでまいりましたし、そのような流れで答弁もさせていただいたところでございます。

大きな考え方として一番大事なのは、とりあえずお医者さんが来てもらいやすいような環境をつくるということでございます。そのためには、医者が行きたいという魅力をつくることも大切ですが、これはしんどいなど、これは大きな負担になるなどということと避けてしまうような、そういう障害、ハードルは取り除かなければならないということで、これまでから申し上げておりますのは、経営責任を医者が持たなくてもいいようにしたいと。

そのための方法としては、なかなか他によい方法がないということで、直営化を考えていきたいということでございまして、それを一定の方針化として美山診療所の側でも受けとめていただき、医師の募集に対してその方向を示しながら、お医者さん来てほしいというPRをいただいた結果、3名のお医者さんから希望が出てまいりました。しかし、まだ最終的に確定したわけじゃなくて、絶対行くということじゃなくて、非常に関心を示していただいて、お話を聞かせてほしいということでございます。

それから二つ目には、私が申し上げておりましたのは、京都中部総合医療センターでございます。地域の中核的な国保病院ですが、公設の病院でございまして、自他ともに地域の医療を支える大切な中心的な医療機関であると。今の美山のこういった苦しい状況に対しては、一定の応援をお願いしたいと。それをいかにこれからの美山の安定した医療を継続していくために協力をいただくかと、これはどうしても取り組んでいきたいということで、院長にもお願いいたしまして、まずは従来の週3回の医師の派遣につい

ては継続していただきたいですし、それ以上のことができればお願いしたいというようなことを申し上げてきました。2番目は、京都中部総合医療センターをきっちり何らかの形でかんでいただくという、それが大事であろうというふうに思っております。

この二つの考え方とあわせて、全体的に医師の確保に大きな役割を果たすのは京都府であり、京都府立医科大学を中心としたいいわゆる地域の医師の確保の取り組みでございます。この問題が発生してすぐに京都府の医療担当部局、それから真っ先に現在の西脇知事様や山内副知事さんにも直接会って、とにかく大変な課題ですから助けてくださいということで話はしっかり聞いていただいたところですが、担当部局でも、この間、希望、関心を示していただいた医師との面接には、一緒に京都府の医師資格を持った関係職員さんも立ち会っていただき、いろいろ質問もしていただき、そして引っ張り込まないので、何とか来てほしいというような、一緒になってお願いもしていただいたところでございますし、それから京都府立医科大学についても、地域医療を推進するための部局があるということで、これは京都府立医科大学北部医療センターの副学長に当たられる先生がその担当であるということで、その点も学長さんにお会いして支援をお願いしたところでございますし、場合によっては、美山の診療所にしっかりと医師が派遣できるだけの京都中部総合医療センターの手厚い豊かな医師の確保を応援してもらうことも含めてお願いしたということでございます。

その後の新たな動きということですので、そういった動きを、3月議会在が済みまして、4月3日からずっと19日、5月9日、14日、23日、24日、25日、27日とずっと動きをつくってきております。それは医師との面談もありますし、京都中部総合医療センターの院長との面談であったり、学長との面談であったり、京都府の医療担当部局との調整であったり、そしてこれからどのような新しい取り組みをとということですが、一定のぼちぼち方向性をはっきりと示していく必要があるというふうに思います。

そんな中で、南丹市の医療対策審議会、これをできましたら委員の委嘱をあわせて会議の開催、そして市の考え方を提示しながら一定の方向づけをしていく必要がございますし、7月上旬ぐらいには第1回目を開いていけたらということをお思っております。

ただし、ほんまに医師が来ていただけるというしつかりがっちりそれまでに確保の見通しが立たなければ後ろにずれていきます。医師がなしで新しい体制をといても、医者のある一定の意見はやっぱり入れていかなんというふうに思いますし、こっちでこの枠を設けたからどうぞ来てくださいではなかなか来てくれないんです。

面接の中では、今の仕事よりもよい仕事がしたいという、そんな思いのお医者さんが全てでございますし、とりあえずどこかに勤めてたくさんお金をもらってという、そういう考えのお医者さんは、今まで面接した中ではおいでやないです。やっぱり真摯に地域の医療に向き合いたいという思いはお持ちでございますが、それぞれ土日の勤務はどうやとか、あるいは、遠距離ですので通勤の足の問題とか、いろいろそういった意味での要望は出されておりますのと、それから診療所がどこまでやるのかと。周辺の医療機

関とどのように連携して、どのように役割分担していくのかについては、それぞれのドクターでちょっと温度差もございます。そういったことをうまく整理しながら、なおかつ、今の美山診療所、美山健康会の理事長さんあたりとの意見のすり合わせも、これは当然していかんなん話ですし、そういったことが変数としてございますが、いよいよ一定の流れで整理をしていかんなん時期であるということを申し上げて、最近の新しいといますか、動きと、今までの動きとしてご報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

柿迫議員。

**○議員（15番 柿迫 正紀君）** 私の項目全て、今、ご答弁をいただいたわけでございますけれども、わずか二月という非常に短い間のこの市長のいろんな動きにつきましては、精力的に動いていただきまして非常に感謝をする次第でございます。

しかしながら、今、おっしゃったように、私が若干答弁の中で感じた中では、前回の市長の答弁のときに、四つの考え方であるというような考え方でございましたけれども、いまだ新たな取り組みというところで地域医療を考える地域医療審議会ですか、それが発足をまだしてないというようなことで、その発足については、今、ご答弁がありましたように、医師の確保のめどがついてからというような言い方でございましたけれども、私にしたら、やはりこちらの体制をきちっと明確なものにしてから、医師の確保というのにかかってもいいんじゃないかなと。これは方法論の問題でございますけれども、そういった考え方も僕はあるんじゃないかなと思うんです。でないと、いつまでも押し押しという、美山でそういう言葉があるんですけれども、そういうやり方をしていると、いつまでも後へずれていくというような僕は感じがいたします。

そういった中では、やはり美山の住民が、先ほど申しましたように、しびれを切らして、美山の医療を考える会が署名を集めるとか、そういった行動も出ております。決して僕は悪い動きではないとは思いますが、やはり市長さんの動きがなかなか見えてこなければ、それが表にどンドン出してくるというよう形で、二本線で事が進むというようなことになれば、非常にお医者さんの応募されるもしお医者さんがあれば、その辺も難しい判断を迫られるというようなことが起きてくると思います。

そういった中では、市長さんがある程度直営化ということは、あそこまで明確にされたんですから、ある程度のタイムスケジュールというような厳しい言葉は申しませんが、ある程度の道順というのをきちっと示していただくと、私たちは安心するわけでございます。

そういった中では、このわずか二月の間でございますけれども、年度末、非常に健康会、苦しいというような状況で、資金ショートを起こすというような形で、急遽、助成をされたわけでございます。

そういった中では、午前中もいろいろ他の議員さんもおっしゃってございましたけれど



も、公益法人には指定管理料、もしくはそういったものをどんどんとは申しませんけれども、際限なくとは申しませんけれども、指定管理料が莫大な金額が投じられておるといような形ですけれども、今回の美山健康会には資金ショートが起きるといような形で、損失が見込まれるといような形、大変なことが起きるといような形で、急遽、助成がされたわけでございますけれども、その辺をきちっとこれからも整理していかなければ、この健康会が危ないという時点で既に助成がされたわけでございます。結果、決算報告が出たわけでございますけれども、もし市長がその決算報告をご存じでしたら、その辺をご答弁いただきたいと思ひます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 美山健康会との話し合いはというご質問をいただいておりますその範疇としてお答えさせていただきたいと思ひます。

美山健康会の財政的な運営状況については大変心配もしておりましたし、健康会のほうからも包み隠さずその内容はお伝えいただきました。資金ショートを起こすと、たちまち誰がどう困るのかということ、尾寄先生、大変献身的に動いていただいておりますが、美山健康会自身に担保物件もないという中で、これはドクターにも迷惑をかけていく可能性もあるということで、資金ショートだけは起こさないようにということで、収支は、昨年、応援医師の賃金やらも含めまして例年の倍を投入させていただいて、その結果、プラスマイナスゼロになったということで、大きな負債がないのかということで大変心配しておったんですが、それはないというふうに、どこかで隠れてございせんかというところも、それもないですということで、本当にきれいな体で運営していただいておりますし、そういった意味では、これから直営化に向けて大きな資金投入は、当面、美山健康会、万歳していただくわけにはいきませんので、短期間にスムーズに直営化に移行できる、そういう取り組みを進めなければならないですし、大きな整理をせんなん借財もないということですので、少しほっとしておるところでございます。

それから、今、ご指摘がございました方法論やということやけど、並行して進められないかということですが、既に並行してやっております。どういう形態で、診療所を直営に持つていくためにはどういうやり方をしたらいいかというのは調べておりますし、ただ申し上げたいのは、お医者さんの考えも入れてその形態を考えたら逃げないやろうと。お医者さんがせつかく手を挙げていただいておりますので、私はこういう考えしとったけど、予定されておる、計画されておるものがこんな内容やということで突っぱねられると人材を逃してしまうことになりまして、そのあたりは、むしろちょっとぼやっとさせながら、お医者さんとの、来てほしいというラブコールをしておる状況でございます。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

柿迫議員。

**○議員（15番 柿迫 正紀君）** 確におっしゃるとおりかもしれません。これは前提の話ですけれども、お医者さんが応募されて、お医者さんの考えを聞くというのも間違いのない事実であろうかと思えます。

その中で、私と、今、市長がやりとりしとると、どうしても既に来られるお医者さんが存在しているかのような言い方をしておるわけでございますけれども、まずもとへ戻って、現在、医師の応募状況等々がもし詳しく述べられるものでありましたら、ご答弁をいただきたいと思えます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 新しい運営形態のもとで市が医師を募集するという行為はまだできておりません。と申しますのも、今日、美山診療所、いずれ直営化されると。お医者さんの経営責任はなしで、医業一本で来ていただける、そんなお医者さんはおいでじゃないですかということで、現在、美山健康会のほうで医療関係の求人雑誌などに掲載をいただいた。かなり情報は回っておるようでございますし、それを見て関心を寄せていただいております方が3名ということでございます。

なぜそういうことになるかということ、今の健康会を市が設置した診療所のほうに移行していく経過の中では、いきなり市が前へ出ていけないということがございます。例えば、できてもない会社に求人広告を出すというのと同じで、それは実体がないところに従業員を募集するということになります。一定の開設の準備室といいますか、枠といいますか、そういうものができ上って募集できるものだというふうに思いますし、そういった意味で、確保状況といいますと、今は美山健康会のほうでしっかりつないでいただいております3名の方を将来の市が設置したところに移行していただくと。その身分やらについても、ドクターからの希望もあります。直接診療所に身分を置くのか、近隣の病院に所属して、そこから派遣してもらおう格好のほうがかリヤアが積めたり、医師仲間もおって、最新の高度な情報も、日々、手に入れやすいということで、派遣のような形を面接の中では希望されておるお医者さんもおいででございますし、そのあたりは詳しく申し上げられませんが、とにかく関心を持っていただいております方の中から、しっかり美山に根づいてもらう人を逃がさんようにという思いでございますので、そのあたりでも多少ぼんやりとしかお答えできませんが、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

柿迫議員。

**○議員（15番 柿迫 正紀君）** 今の答弁を聞きますと、やはり先ほどの僕の言った、こちらの体制を整えてからじゃないと、医師の募集というのがなかなか難しいんじゃない

いかというような感覚に私は陥りました。先ほどはどっちもがと言われたんですけど、私としては南丹市側の考え方、体制をきちっと整えてから、医師の募集というか、確保に乗り出すというのが本筋ではないかなと私は思います。そういったほうがお医者さんのほうに来ていただきやすいという状況であろうかと、今、市長の答弁で私はそう感じた次第でございますけれども、その辺はよろしくお考えいただきたいと思うわけでございます。

ちょっと先ほど申しましたとおり、きのうからきょうの午前中までの公益法人でいろいろお金がつき込まれておる。ところが、美山診療所は公設民営で、頭に民営がついておる会社に公的なお金をどんどん入れるというわけにはいかん、これは誰が考えてもわかることでございます。

そういった中で、去年は5,000万円近いお金が入ったというようなことでございますし、決算状況を見れば赤字ではなかったと。もちろん市のお金が入って赤字ではない。大変厳しいのはわかります、健康会、公設ですから、自分の財産がないんですから、この辺は非常に財務状況は厳しくなるのは当たり前なんです。自分の財産があれば、それがかなり決算の帳面上では有利になるわけですけども、自分の財産がないという会社は非常に財務状況が悪いというのはもちろんのことです。それは市の財政をされている方ならおわかりかと思えます。そういったことは解消して、公設公営に変えて医師が来たくなるような状況をこしらえていくのが、私たちというよりも、市長さんに与えられたご使命じゃないかなと、このように思いますので、その辺はご理解いただきたいと思うわけでございます。

それから、公設民営がついておる限り、前市長もよくおっしゃっておいりました、南丹市内にたくさんの民営のお医者さんがあるやないかと。そこへ民営の美山診療所だけに莫大なお金をつき込むわけにはいかん、これはおっしゃるとおりでございます。そういった批判を避けるためにも、美山町のためにも、急いで直営化の方向にかじを切っていただきたい、このように思うわけでございます。

非常に都合のいいことを言っておるようでございますけれども、私が最初から言ってますとおり、美山町は非常に広うございます。京都中部総合医療センターまで行くには、ボランティアを頼んで、1日ばかりで行っておられる方がたくさんおられます。そういった中では、美山診療所の存在感というのは大きなものがございまして、その辺は、何度も申しますけれども、よろしくご理解いただきたいわけでございます。

診療所の問題、いろいろ言わんなんわけでございますけれども、また市長といろんな場所でお話ができればいかと思えます。

次に、私が書いております森林経営管理法についてというような質問事項を上げておるわけでございます。

確かにこの問題につきましては、森林環境譲与税というのが、実は、事務局から叱られました。条例で、26号議案か何かで上がっております。もちろんこれは森林環境税

が南丹市に交付されて、基金として残しておくというだけの条例でございますので、余り込み入ったことは申しませんけれども、3,500万円というような大きな金額が今年度から6年間でしたかね、平成35年か36年まで入ってくると。交付金として、目的税として入ってくると。それから先が3倍ほどの金額、1億円からのお金になって交付金として入ってくるといようなことで、それをこしは基金として置いておくといような条例が、26号議案ですが、出てるわけでございますけれども、これは莫大な金額でございます。目的税ですので、林業に関してしか恐らく使えないといようなところで、林業の事業でこの南丹市だけで3,500万円、毎年毎年、それが4年先、5年先には1億円以上のお金が入ってくるとい、そういった施策をせんなんときには、非常に心してかからなければ、100%の補助事業をされるなら別ですけれども、大きな事業やと僕は思うんです。そういった中では、今から既に交付税としてこうやってお金が入ってきておる状況の中では、いろんな南丹市として考え、また動き方を計画されていかなければならないわけでございますけれども、私もほかの市町村、また全国の様子も聞きますと、まだまだどこもこれに対して本格的に取り組んでいる市町村はないというのが現状でございました。私どもの民間の業者のところへも、ある程度の指針みたいなものは来とるわけでございますけれども、どうこうするといようなことは一切来ておりませんので、非常に大変失礼な質問事項に上げたなと思っておるわけでございますけれども、これがどういう使い方をせよといのが国のほうからどんどんおりてきたら、これはまた市長さんに、いろいろ市長さんの考えもあろうかと思えますけど、今、現状のところこの3,500万円、来年も多分間違いないと思うんですけど、その辺をどういった、もしよければですよ、これは。こんなことをこういう場で言うことではないかもしれませんが、林業に対してどのような夢を持って、そのお金を使っていこうかなといのが、もし市長の考えの中にございましたら、ご答弁いただきたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 森林環境譲与税の取り組みについても、まだ国の方針なり、もちろん都道府県の考え方なりが十分出ていないのが事実でございますし、私も直接京都市内三条にあります京都府の森林組合の連合会、そこにも立ち寄って、これはどないしたらええんやろといことを聞かせていただいても、明確な答えは返ってはきておりません。

しかしながら、先ほどおっしゃっていただきました譲与税の配分でございますが、31年から33年までが3,500万円ほどで、順次、ふえていきまして、平成で明記してございます、令和に直さんなんですけど、平成45年、令和何年になるのか、それでは1億2,000万円ほど入ってくると、これは満額入ってくるといことで、段階的にふえていきます。何も使わなければ、これはまた莫大なお金が基金として残るわ

けでございます。

それをどういうふうを活用していくのかというときに、私は一番大事なのは、山を手入れせんなんとか、植林せんなんとか、あるいは川上から川下までといたしますので、加工の技術でございますとか、いろんなことができるというふうに書いてあるんですが、やっぱり林業従事者がどう踏ん張って、なおかつ、次の世代が林業を継続していけるのかということに役立つような使い方ができたら一番うれしいなど。といたしますのは、現在、森林組合などでは専門家が作業道をこしらえたり、あるいは積極的に新しい機械でより低コストの木材の蓄積をしていこうと、集積、ハーベストしていこうというようなことを取り組んでおられますが、しかしながら、やっぱり人がもうおらんと。後継者がおらん。一定のボリュームのある仕事をしようと思ったら人がいないと。

一番懸念されるのは、これだけの交付金を、実際、山で取り組んでいこうと思ったら、誰がやるのか、誰に頼むのかというようなことで、やっぱりそれが既存の林業の関係者、森林組合を始めとした林業関係者なり、あるいは、これ、ひょっとしたら林業経験者、OB、もう一遍、もう山は行かんとこというとる人にも出てきてもらって、そして田舎のほうでしたら、集落営農やいろいろな百姓もせんなんですけども、林業についてもひとつ考えていこうかという、そういう人の集まりと、人を育て確保していくようなことにぴたっと合ったような使い方ができたらいいなというふうに思いますし、そういう意味では、今やっている事務的な整理でございます、まず森林の実態調査、植林地とかを、もう一遍、人工林をきっちり調査をしていこうということをまずやろうとか、あるいは、モデル地域を設けて、地区を指定して、何カ所かずつ作業をやっていこうとか、20年ほどかけて全地域回ろうとか、大変気の長い、息の長い取り組みになると思いますが、そういうこととあわせて担い手ですね、この森林環境譲与税を使った森林管理事業をどういうふうにしていくか、その体制づくり、人づくりも含めた取り組みがつくっていったらというのが、私の夢というよりも、こうしないとできないやろうというふうに思っておるところでございます。

具体的な事業の中身については、国からの指導や府からの話があり次第、また公表していけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

柿迫議員。

**○議員（15番 柿迫 正紀君）** ありがとうございます。まさしく、今、市長のおっしゃったとおり、私も、今、ここにおるとき以外はほとんど山におけるような人間でございます。そういったときに、今、おっしゃったように、山の権利関係、境界とかそういったものが非常に田舎におきましても人材不足というか、経験者がいなくなってきた、知った方がおられないというような状況が起きてきまして、非常に権利関係がややこしくなったり、境界がわからなくなったりというような状況が起きております。

そういった場合には、きょうまでの行政の経験者ももちろんですし、林業の経験者、それからお年寄りという言い方は変でございますけれども、そういった方々のご協力を仰いで、山の環境整備も大変でございますけれども、権利関係、そういったものをきちっと整備してからでないと、この森林環境税というのは、森林管理法、それから去年は既に国の段階では施行令も出とるわけでございますけれども、そういったことがなかなかやっていけないと思いますので、市のほうで、最先端でございますので、国から見ますと、府、市と最先端のほうで、商工部長さんの前でこういうことを言うのはなんでございますけれども、非常に最先端でこれは活動してもらわなければならないという意味では、私は今の状況では、商工部の人員の体制では非常に苦しい、忙しい目をさせる、大変な目に遭わせるというふうに思いますので、その辺もひっくるめて市長さんをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、柿迫正紀議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

午後 3 時 10 分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

**午後 2 時 52 分休憩**

.....

**午後 3 時 10 分再開**

**○議長（今面 不悖君）** それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、4 番、野村健議員の発言を許します。

野村健議員。

**○議員（4 番 野村 健君）** 議席番号 4 番、日本共産党市会議員団の野村健でございます。少々疲れを感じております。最後の質問になりましたが、いましばらく、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、前置きなしに、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、順次、質問を行ってまいりたいと思います。

第一は、市民の暮らしと負担について質問いたします。

政府は本年 10 月から消費税を 10% に引き上げる予定であります。経済状況はどうか、市内の皆さんにお聞きしますと、景気がよくなった実感がないというのが多くの声であります。

総務省の家計調査では、8 年前に発生しました東日本大震災の年を景気の底として、その後、やや回復傾向にありましたけれども、5 年前の消費税 8% への増税で、これが大きく落ち込み、実質家計消費は、昨年、年額で約 25 万円も落ち込んでおります。5 年連続のマイナスで、8% 増税への打撃をいまだ回復するに至っていない状況であります。

例えば、経済界でもセブン&アイ・ホールディングスの名誉顧問をされている鈴木敏

文氏は、消費税増税を認めながらも、このタイミングで消費税を上げたら、間違いなく消費は落ち込んでしまう。国内景気がさらに悪化し、消費の減少、企業倒産の増加、失業率の上昇といった負の連鎖に直面すると指摘をし、税収全体も低下するとおられます。

この点で、まず市長の見解を求めたいと思います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** ただいまの野村議員の消費税増税の件についてお答えさせていただきます。

ことしの10月に消費税の増税については、中止すべきというご質問の趣旨もでございますし、しばらく延期してはどうかと、延期論というのもあります。安倍総理のほうは、バブルがはじけて、それからリーマンショックにより大きく景気が後退してきた中で、そのような事態が今日起こったら、消費増税、一旦は延期にすべきというような発言もございましたが、今の経済状況はそれを押しとどめる環境まで至っていないというような発言をされておるところでございます。

それとあわせて、今日の人口減少社会、あるいは経済が大幅に伸びていかないという中で、財政需要に備えるためには基幹的な税の充実、これがどうしても必要でございます。

そういった意味で、今回の消費税の増税については、中止すべきかどうかの考えを聞かれておりますが、反対はできないような今の状況であろうというふうに思います。

全国の市長会においても、昨年の11月には31年度の国の施策及び予算に関する提言で、やむを得ないということで、消費税の10%への引き上げについては、引き上げを提言する立場で態度を表明されておりますし、それから幼稚園教育、また保育の無償化を始め、社会保障の充実に寄与するということを見越して、反対は私はないし、今はできない状況であろうということで、私の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 今、財政需要に備えるために、また、社会保障費の確保、あるいは幼児教育の無償化等をやられて反対できない状態という趣旨の見解を述べられました。

この消費税増税につきましては、これまでも社会保障費の安定的な財源確保のためにという口実で増税をされてきたと思うんです。しかし、実態はどうかというと、社会保障費全体はむしろ削減され、負担がふえている、制度も悪くなっている、これが実態だと言わざるを得ないわけであります。

今回も幼児教育の無償化というふうに言われておりますけども、そういう点でやむを

得ないかなという意見も、国民の中、市民の中にはあると思いますが、しかし、例えば5月の新聞報道で、F35戦闘機を147機、アメリカから購入する爆買いの報道がありました。1機116億円であります。したがって、総額は1兆7,052億円にも上るわけです。これは9条を含む憲法の平和主義に全くそぐわないものであろうというふうに思うわけでありまして。そういうところに莫大な税金を使うなら、これを幼児教育の無償化に回せば、十分にこの財源は保障できるわけでありまして。

何よりも、国民の消費がふえていない、こういう経済状況のもとで増税をするということは、一層経済を、特に国民生活を困難にするということ間違いのないと言わざるを得ません。

これまで、例えば国会では、日本共産党の倉林明子参議院議員がこの問題を取り上げて質問しました。特に、一人当たり幾らという均等割の制度自体の問題を指摘したわけでありまして。赤ちゃんが一人生まれますと、丸っぽ一人分の負担がふえる。昔の人頭割という、こういう人頭税ではないかという指摘もして、当時の論戦では、安倍総理も構造的な欠陥というのを認めたわけでありまして。ただ、それをどうするかはわかりません。

また、4年前ですか、全国知事会も国費を1兆円投入して保険料引き下げをすべきだという要望を政府に提出しているわけです。こういう構造的な欠陥、引き下げの必要性、これが要望、指摘をされているにもかかわらず、今回、全国で多くの反対の世論がある中で消費税増税に突っ走るとするのは、やはり南丹市民の暮らしの立場から言って、市長もその態度を明らかにされるべきではないかというふうに思いますけれども、重ねて伺います。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今、お話の中でもございましたが、消費税自体の税としての性格が、それぞれ低所得者も高額所得者も買い物の額に応じて消費したものに税がかかるということについては、非常に不公平ではないかというような議論があるところも承知はしております。しかし、今の国と地方のお金を賄っていく上での税の制度として、一定期間、国会でも議論をされてきた内容でもございますし、まして、先ほど本当にそれが使われておるのかということでもございますけれども、少なくとも高齢化、あるいは医療の高度化など、さらには年金受給者がふえていく、そういう状況の中で社会保障費は制度的にはなかなかよくなっていなくても、総額、総量としては大変大きな額となっておりますし、そういった今の社会の状況の中で一定の社会保障を確保していく上でも、税の一定の今回の値上げというのはやむを得ないかなというふうに考えます。

しかし、反対はしないという表現をさせていただきましたが、おっしゃる内容、税の負担の公平性であったり、あるいは今の生活実態からして、なかなか多くの市民、国民の皆さんが素直にうなずけない点があることも承知をしておるということでもございます。

以上でございます。



**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 先ほどの1兆円云々ということを申し上げましたが、これはちょっと私の勘違いで、国保税、国保料の関係ですので、誤解のないように願いたいと思います。

税の基本というのは応能負担ですね、これがやっぱり原則になっておるんです。したがって、やっぱりこういう経済状況の中でも多額のもうけを上げている大企業等は、例えば中小企業並みの税率の負担を求める、こういう税の公平性というのが重要だというふうに思いますので、その点、指摘をしておきたいと思います。

次に、南丹市の公共料金について質問したいと思います。

5月に一市民ということで封書が届きました。この中身を読んでいますと、要点だけ紹介しますが、今回のお知らせの中、これはお知らせなんたんだと思いますが、きのうも議論がありましたが、31年度の国保料が記載されていた。大幅な値上げと書いているが、一体どういうことなのかと。計算をすると10%近い値上げになると。年金生活の中、年金が全然ふえないのに国保料をこんなに上げるとはどういうことかと。しかも市民に何の説明もなく、一方的に結果だけをお知らせで流すとは、親切丁寧な行政とは到底思えないと。いずれ、近々、何の説明もなく納付書が送付され、年金から強制徴収されるのだろうが、そういう上意下達の市政はいかがなものかと。こういうことで、あといろいろ書かれているんですけども、今回の国保税料の引き上げの関係では、基準額が提起されて、府下自治体の中で6自治体のみが値上げとのことでありました。一覧表を見ておきますと、7自治体というふうになっておるんですが、また、値上げの中でも、亀岡市では一人8,600円の値上げとされておりましたけれども、基金から1億円程度を繰り入れて値上げ幅を縮小する計画だということでもあります。多くの自治体が据え置きという状況であります。こういう据え置きの自治体では、財政的に余裕があるのか、全部を調べたわけではありませんが、必ずしもそうではないというのが実態であろうと思います。

先ほど指摘しました中で、お知らせなんたんですね、これも既に見ておったんですが、確かに一般市民の皆さんが見られてわかるんだらうかと。計算方式が書かれていますね。それからモデルケースが書かれています。なぜこれだけ値上げをしなければならぬのかというあたりはわからないというふうに思うんです。そういう点で丁寧な説明が必要だというのが、この寄せられた方の思いだというふうに思います。

この指摘について、昨日も答弁ありましたが、簡潔に、再度、答弁を願いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁。

西村市長、お願いします。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたしたいと思います。

通告の質問の仕方とは少し整理の仕方が違うようですが、お答えさせていただきたいと思えます。

国民健康保険税の課題については、今まで説明もさせていただきましたが、本市では合併以降、基金を取り崩して税額の増額を抑えてきたということでございます。当初は6億2,000万円ほどの基金がございました。それを切り崩しながら税の上昇を抑えてきたのが実態でございますけども、とうとう1億5,000万円と、あとがだんだんなくなってきたということで、このまま繰り入れを行っていきますと、国保の安定的な運営のための基金が心もとないような状態になりますし、大きな突発的な治療がかさみますと、たちまち大きな負担が出てまいりますし、そういった意味でも、最小限の基金は残しておかなければならないということで、今までずっと据え置いてきた結果、ことし、やむなく値上げをせざるを得なくなったという、そういう実情でございますし、通告のそれぞれ税のお知らせ、納付書の送付の中でも、一緒に封筒に入れさせていただくわけですが、そのあたりの説明、事情の市民向けの資料を一緒に入れて送付をさせていただくという計画にいたしておるところでございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 市民の負担の一つとして国保の問題で、今、質問いたしました。やはり基金が減っているという実態はあるんですけども、市民の立場で最大限の努力をすべきだというふうに思うんです。あわせて全国知事会、あるいは、たしか全国市長会も同様に要望されていたというふうに思いますので、そのあたりの国の施策、これは基本ですよ、ここが変わらなければ根本的な解決にならないわけで、この点の努力を求めておきたいというふうに思うんです。

この封書の中でも、あと介護保険料、上下水道料の関係も書かれておりました。さらにごみ袋代についても南丹市は高いということが書かれておるんです。我々、長年、市内に住んでおりますと、あんまり実感しないんですけども、最近、他の市から転居されてきた方々がふえてきております。そういう方々から、何で南丹市はこんなに高いのだという声が多く聞かれるわけでありまして。そういう点ではやっぱり市民の生活を支援する、そういう観点から最大限の引き下げの努力をすべきじゃないかというふうに思うんです。

そこで、介護保険料、あるいは上下水道料、このあたりの細かいことはいいですけども、平均額と他の市との関係、何位ぐらいに入っているのか、その程度は通告の範囲からいってわかると思うんですが、答弁願いたいと思えます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 通告の範囲でと理解しておりますので、お答えさせていただきます。

介護保険料については、26団体中4番目、下水道料金は24団体中3番目、国保税については13団体中6番目といった額になっておりまして、それぞれ支出抑制につながる取り組みや国の負担の拡充などの要望、これはよその自治体と一緒に頑張ってまいりたいと思います。できましたら、少し高い目の状況でございますけど、その理由もあわせて各担当のほうからもう少し内容も。

介護保険料でいきますと、少しだけ申し上げますと、市内の介護関連施設、入所のベッド数も合わせて、かなりよその自治体より水準が高いというか、多いと。これは喜ばしいことですが、利用が多いので、その分、使うお金も大きく、税が上がってしまうと。

それから下水については、これは広範なエリアを、大きい、小さい、いろんな種類の下水道でカバーし、なおかつ、マンホールポンプなど必要な高低差のあるところをうまく集水をして処理をするというのに多額の運営経費もかかっているということで、コストが非常に当初から高かったというのが原因となっております。

それから、水道料金もやはり1カ所で水をくみ上げて、できるだけコンパクトな場所に一気に送るとなれば大変安くつくんですが、何カ所もで水を処理して、そして、しかも家屋が点在するところに配管をしていく、それを維持管理していくということになると、地形的にも、あるいは供給システムの的にも高くならざるを得ないという物理的な条件で、やむなく一定の水道料金水準になっております。

ちなみに亀岡がこの辺では一番安くて、京丹波に行くともうちょっと高くなるということで、本当に僻地の山間部のインフラの維持管理というのは大変な状況であるということを経験としては申し上げたいと。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 市域が広域だということは一つ要因としてあることはよく理解しております。それと、それぞれ担当課で制度や要綱に基づいて積算され、料金の算出をされていると思うんです、当然。

ただ、市民の側はほとんど全部それを受けて支払わんなんです、担当課はそれぞれ違いますが。そういう点で、決められた要綱等に基づいて積算をしている、最終的にはやっぱり市長がそれでいいんだという立場に立つのか、あるいはもう少し何とかならないかという努力する意思がないのかどうか、そのあたりが違いになってくるんじゃないかというふうに思うんです。

ほかの自治体でもそれぞれ努力をされていると思いますので、努力の余地がないのかどうか、この点は検討課題として求めておきたいというふうに思います。

あわせて、ごみ料金についても、例えば京都市内では45リットルは45円ということですが、高いということで、引き下げの運動も起こっているという、こういう状況も聞いております。したがって、それぞれ住民の立場でどこまでどうなんだという

あたりが大事じゃないかと思えますし、経済状況というのも大きく影響するという  
ことも指摘をしておきたいというふうに思えます。

第2は、環境対策についてであります。

1点目は太陽光発電であります。市内での設置状況について通告しておりますけども、届け出制等のあれはありませんので、正確に市内での設置状況は把握されておられないだろうというふうに思えます。少なくとも市の助成制度として住宅の屋根等に設置する分については明確に把握をされていると思えますので、もしその点で増加等変更があればお聞きしたいと思えます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今、ご指摘いただきました、市の制度によって把握できておる部分ということですが、資源エネルギー庁が公表しておる平成30年12月末時点の南丹市内の設置状況がございますので、そのデータでいきますと、10キロワット未満の、一般的には家庭用と言われておりますが、10キロワット未満が904件、それから10キロワット以上、非住宅用と呼ばれておりますが、396件というふうになっております。このあたりでは亀岡市より少し設置数が多いといった状況でございますが、突出して多いわけではないわけですが、ふえておるのは事実でございます。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 弓削市民部長。

**○市民部長（弓削 雅裕君）** 野村議員から質問がありました、南丹市が太陽光発電システムの設置に対して補助しております件数についてご報告申し上げます。

本補助金につきましては、地球温暖化防止を推進すると、それから災害等のときでも停電時でも対応できる自立型のエネルギーの普及を図るといような趣旨で、太陽光発電と蓄電設備を同時に設置されたときのみを対象としておりまして、住宅の屋根等に設置されたものということでございます。これまでの補助件数ですけど、平成28年度が8件、29年度が12件、30年度が15件ということで、太陽光発電施設全体のごく一部の補助ということになっております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 2点目は、林地開発が既に完了しておりまして、メガソーラー、太陽光パネルが設置されておりますけれども、昨年12月議会で質問しまして、太陽光発電の推進と規制のあり方など、検討し対処したいと答弁されておりましたが、本年3月議会で同僚議員の質問に対して、ガイドラインの策定を準備してきたが、条例制定に向け準備を進めるというふうに答弁をされておるのですが、この現状なり見通しについて伺います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** お答えいたします。

太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定に向けて検討を進めておきまして、条例の骨子案が間もなくできるというふうに聞いております。5月には環境審議会を開催させていただきまして、委員の皆さんからのご意見も拝聴させていただきました。引き続き、特に法的な課題ですね、顧問弁護士にも相談して指導もいただいております。引き続き、関連する法令等との整合、各種の課題整理なども行っております。間もなく市民の皆さんを始め、広く意見をいただくためにパブリックコメントを実施したいと。それに基づいて、最終の条例案として取りまとめをさせていただいて、できますれば、何とか次の9月議会には上程をさせていただき、ご審議を賜りたいというそのスケジュールで進めておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** わかりました。ただ、市内を回っておりますと、荒廃農地を始めとして、どんどん小規模ではありますが、設置がされているところがふえてきております。住民合意が一番基本になるんですけども、今のところ、私自身も直接苦情の話は聞いたことは最近ないんですけども、一定のやっぱりルールをしっかりとしながら普及促進をしていくべきだというふうに思うわけでありまして。そういう点で、できるだけ早くお願いしておきたいと思っております。

2点目はごみ収集の問題ですけども、同僚議員から、既に先日、質問がありました。ただ、その点で指摘だけしておきたいんですが、年末年始は大体6日、7日ぐらいですね、今回は10日間ということでありました。一つは時期の問題、きのう、市長もちょっと触れられておりましたが、やっぱり冬場の寒いときと、一定気温が上がった時期の対応というのはやっぱり考えなさいかんと思うんです。さらにもう一つは場所です。マンションとか住宅地とか商店街とか、そういう密集地の場合と周辺の農村部とではこれはまた違うと思うので、その辺の実態をしっかりと踏まえて対応すべきではないかと。せめて中間に収集することができないかどうか。きのうもありましたけども、八木町、京丹波町の収集、それから園部、日吉、美山の収集を分けてやっておられるわけですが、それぞれせめて1回ずつでも収集ができないかというあたりの検討課題として申し上げておきたいと思っております。何かありますか。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今日、自前の焼却施設がないので、焼却の段取りがつかない

ということでございますとか、あと収集、運搬はパッカー車でできても、それをさらに処理場まで運んだり、あるいは一時的にかなり大量のものをストックするということについては体制がないわけでございますが、しかし、これから先、特ににおいやら腐りやすい時期とか、そういうことになりますと、今回の経験を踏まえて、独自の炉ではございませんが、相手さんのほうにもやっぱり協力をお願いして、長過ぎる場合には手を打っていく必要があるという、そんな思いでこれから検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（４番 野村 健君）** それでは、農業振興について質問いたします。

30年4月現在であります。南丹市の水田の耕地面積2,520ヘクタールであります。これを2,804戸の農家が耕作しているというのが現状であります。そのうち販売農家数は1,883戸であります。また、認定農業者96、認定新規就農者22、集落営農組織29団体であります。約1,000戸近い農家が自給農家となっております。このまま就農者が減少していきますと、集落の維持、環境、国土の保全、これに大きく波及すると思うんです。そういう点で以前にも聞きましたけども、改めてちょっと市長の見解を聞きたいと思うんです。何かちょっとずるずる進んでいって、一体どうなるんだというのが現状だというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 今、ずるずるという表現をいただきましたが、実態としては、我が南丹市だけでなく、なかなか農村部での次の集落維持も含めた生産活動の担い手の確保というのは大変難しい状況で、決め手というのがなかなかないのが事実でございますが、その中でも南丹市内の中でも小学校区を見ても、流入人口が減ってはいるんですが、新規の移住者がかなり地域ではまとまって入ってきておるところもございます。

農業全体で言えば、自給農家、小規模な農家というのは大変数的には多いわけですが、これからの農地の中間管理事業、あるいは、京都では人・農地プランを、京力農場プラン、京の力農場プランという漢字でございますが、そういうものを樹立しながら、これから10年後の農地をどのように地域として、農業として守っていくのかと、そんな話し合いの場を持ちながら、そして新規就農者への支援をつくっていく、そんな話し合い事業、そしてさまざまな制度を動員して、新規就農者などを支援していく仕組みというのはだんだんと整備がされてきておる状況でございます。

そんな中で、これから生き残っていくためには、高齢化はしてきておりますが、地域での話し合いの活動なり、あるいは受け入れていく条件づくりというのがこれから非常に大切になるなというふうに思っております。

この間も、議員の川辺地区もそうでございますけれども、日吉の五ヶ荘エリアでございますとか、胡麻でも住宅以外の周辺のところでございますけれども、まちづくりの委員会が発足いたしまして、その中では、佐々江あたりでは7人ほど新しい人が入ってくれたというようなよい事例もあるようでございますし、そういうものもみんなで共有しながら方策を具体的に練っていく必要があると思いますが、やはりそういう話し合いをつくっていく、地域の農業を守るためにどういう新規就農者なり新住民なりを受け入れていくかという、そういう受け入れの場づくり、相談づくり、そういうものが非常に難しいですけれども、それをやっていかないと、行政がいろんな制度を設けても、なかなかやっぱり生身の都会からの、あるいは他所からの皆さん方が安心して暮らせるような、あるいは交流ができ、地域の住民として根づいていただくような条件づくりというのは、やっぱり人と人とのつながりをいかにつくっていくかということですので、その辺の話し合いが、そういうことを目的に新規の住民を迎えるためのいろんな施策についての、例えば議員の地域でございましたら、越方だけでも結構ですし、川辺全体でも結構ですし、体制づくりができたなら、市としても具体的に相談に乗ったり、あるいは具体的な制度の紹介、支援策の対応などもしていけるんじゃないかと思っておりますので、ずるずるではなくて、なかなか難しいということを、放っておくということではございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** ずるずるという言葉は適正じゃなかったかもわかりませんが、農家の思いはそうなんですよ、一向に変わらんなど。こういうことでございまして、担い手の農家、新規就農者がふえる必要があるんですが、ただそれだけでは農地の維持というのはできないと。先ほど言いましたように、住む人がふえなければ、集落の維持そのものが今後どうなるんだというのが多くの集落でも不安材料としてあるんじゃないかというふうに思うんです。そういう点から、国連が決議した家族農業10年という、こういう方針に基づいて、日本の農政もそういう転換をやっぱりするように求めていくことも大事ですし、市独自としてできる限りそういう立場で農業機械等への支援もさらに枠を広げていく、こういうことが必要ではないかというふうに思います。

集落営農の関係では、聞きますと、やっぱり何とか補助金をもらって100万円程度は残せられるということですが、とにかく人が足らないと、こういう生の声も聞いておりますし、今後、集落営農をふやしていく上でも支援がさらに必要ではないかというふうに思います。

最後の質問ですけれども、獣害対策であります。南丹市内、田植えもほとんど終わりました。今、シカの食害の時期に入っておりますし、園部町内では摩気地域、西本梅地域で依然としてサル被害が広がっているのが現状であります。そういう点で、サルの

捕獲対策を始めとして、獣害対策について当面の課題具体化について伺いたいと思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 時間がございませんので、ご質問の内容のみに絞って、サルのみ絞って答えさせていただきたいと思いますが、ご承知のように、大丹波地域サル対策広域協議会でも地域監視システムも新しい技術を使って群れの大まかな行動把握をいただいたり、あるいはメールで通知をして、サルが近づいたというような情報を配信いただいております。園部の大西などでは大変効果を上げておるといふふうに聞いておりますが、しかし、群れの捕獲をこれから考えていくということで、時間がございませんので、ことし、ICTを使った捕獲おりを遠隔操作にて操作して、大量捕獲を目指していくということで、新たな取り組みも考えられておりますので、ご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

少し詳細は担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 國府農林商工部長。

**○農林商工部長（國府 栄彦君）** 失礼します。ただいまのご質問に答弁いたしたいというふうに思います。

おりの設置につきましては、まだ決定はしておりませんが、猟友会などとも相談しながら、えさが少なくなる冬季に実施、設置をしてとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** サルの捕獲は1回失敗すると学習しますので、よほど万全に対応してもらう必要があるというふうに思いますし、一層、さらにほかの獣害対策の強化についても対応を求めて一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、野村健議員の一般質問を終わります。

本日は、この程度といたします。

次の本会議は、6月7日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

**午後 3時56分散会**

---